

令和3年

第1回定例会

会議録

(第2号)

令和3年3月11日

令和3年第1回 江差町議会定例会
(第3号)

◎ 期日及び場所

令和3年3月11日(木) 午前10時00分 江差町役場 議場

◎ 議事日程

日程第1 議案第6号～議案第14号、
議案第16号、
議案第18号～議案第24号
令和3年度江差町各会計予算並びに関連議案中

町民福祉課 所管分

健康推進課 所管分

- 議案第7号 令和3年度江差町国民健康保険費特別会計予算について
- 議案第8号 令和3年度江差町後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第18号 重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第21号 江差町医師研究資金貸与条例の一部を改正する条例について
- 議案第22号 江差町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

高齢あんしん課 所管分

- 議案第9号 令和3年度江差町介護保険特別会計予算について
- 議案第19号 江差町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第20号 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

農業委員会・産業振興課 所管分

- 議案第11号 令和3年度江差町公設地方卸売市場事業特別会計予算について
- 議案第23号 江差港港湾区域内公有水面埋立に係る意見について

追分観光課 所管分

□ 建設水道課 所管分

- 議案第10号 令和3年度江差町公共下水道事業特別会計予算について
- 議案第14号 令和3年度江差町水道事業特別会計予算について
- 議案第24号 町道路線の廃止について

□ 教育委員会（学校教育課・社会教育課） 所管分

- 議案第13号 令和3年度江差町奨学金特別会計予算について

-
- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第 2 | 議案第16号 | 江差町財政調整基金の処分について |
| 日程第 3 | 議案第18号 | 重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 4 | 議案第19号 | 江差町介護保険条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 5 | 議案第20号 | 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第21号 | 江差町医師研究資金貸与条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 7 | 議案第22号 | 江差町国民健康保険条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 8 | 議案第23号 | 江差港港湾地域内公有水面埋立に係る意見について |
| 日程第 9 | 議案第24号 | 町道路線の廃止について |
| 日程第10 | 議案第 6号 | 令和3年度江差町一般会計予算について |
| 日程第11 | 議案第 7号 | 令和3年度江差町国民健康保険費特別会計予算について |
| 日程第12 | 議案第 8号 | 令和3年度江差町後期高齢者医療特別会計予算について |
| 日程第13 | 議案第 9号 | 令和3年度江差町介護保険特別会計予算について |
| 日程第14 | 議案第10号 | 令和3年度江差町公共下水道事業特別会計予算について |
| 日程第15 | 議案第11号 | 令和3年度江差町公設地方卸売市場事業特別会計予算について |
| 日程第16 | 議案第12号 | 令和3年度江差町港湾整備事業特別会計予算について |
| 日程第17 | 議案第13号 | 令和3年度江差町奨学金特別会計予算について |
| 日程第18 | 議案第14号 | 令和3年度江差町水道事業会計予算について |
| 日程第19 | 同意第 1号 | 固定資産評価審査委員会委員の選任について |
| 日程第20 | 諮問第 1号 | 人権擁護委員候補者の推薦について |
| 日程第21 | 発議第 1号 | 江差町議会会議規則の一部を改正する規則について |

- 日程第 2 2 発議第 2 号 悪徳商法による消費者被害をなくすために、預託法の改正及び執行強化、並びに特定商取引法の改正、同法指針の改正及び執行強化を求める意見書の提出について
- 日程第 2 3 発議第 3 号 米の需給改善と米価下落の歯止め策を求める意見書の提出について

◎ 出席議員（11名）

議	長	打	越	東	亜	夫
副	議	萩	原			徹
議	員	薄	木	晴		午
〃		飯	田	隆		一
〃		室	井	正		行
〃		塚	本			眞
〃		西	海	谷		望
〃		小	梅	洋		子
〃		小	野	寺		眞
〃		出	崎	太		郎
〃		大	門	和		幸

◎ 欠席議員（1名）

議	員	小	林	く	に	こ
---	---	---	---	---	---	---

◎ 出席説明者

町	長	照	井	誉	之	介
副	町	田	畑			明
教	育	太	田			誠
総	務	中	川			智
財	政	斉	藤	敏		己
まちづくり	推進	出	崎	雄		司
町	民	竹	内			強
健康	推進	白	鳥	智		子
建設	水道	岸	田	雄		治
追	分	安	田	克		臣
産業	振	出	崎	雄		司
税	務	梅	川	年		代
高齢	あんしん	三	好	康		彦
出	納	岸	田	眞	由	美
学	校	岸	田	礼		治
学	校	岸	田	礼		治

社 会 教 育 課 長	大 坂 敏 文
総 務 課 主 幹	畑 竜 哉
まちづくり推進課主幹	長 尾 恵 一

(議会事務局)

局	長	清 水 直 樹
書	記	森 直 彦

※ベルが鳴る

(議長)

おはようございます。

(「おはようございます」の声)

(議長)

ただ今の出席議員は11名です。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

(議長)

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

昨日に引き続き、提案説明がありました、令和3年度各会計予算並びに関連議案について、各所管課の単位で補足説明を求め、質疑を受ける事といたします。

(議長)

日程第1、議案第6号から議案第14号及び議案第16号から、並びに第18号から議案第24号、令和3年度江差町各会計予算並びに関連議案中、町民福祉課所管の予算並びに関連議案について、一括補足説明を求めます。

町民福祉課長。

「町民福祉課長」(補足説明)

皆さん、おはようございます。

(「おはようございます」の声)

「町民福祉課長」(補足説明)

令和3年度一般会計予算につきまして、町民福祉課所管分について、ご説明を申し上げます。主な歳出のみご説明申し上げます。

令和3年度各会計予算資料に基づきまして、ご説明申し上げます。予算資料9ページをお開き下さい。

まず、事業No.54番、町内自治会活動支援で、科目は住民運動対策費でございます。町内会連合会及び各町内会の助成金でございます。昨年度と大きな変更はございません。

次に、事業No.70番から75番の戸籍住民登録費でございます。戸籍住民登録費は、6つの事業のうち、5つの事業については例年と大きく変更はございませんので、事業No.7

5番の戸籍システム住基システム改修についてご説明申し上げます。

このシステム改修は、デジタル手続法や戸籍法の一部改正の法律の施行によりまして、令和5年度から国外転出者によるマイナンバーカードの利用や、戸籍の広域交付、行政手続きにおける戸籍謄本等の添付の省略が可能となるよう、令和2年度から5年度にかけてシステム改修を行う事とされている事から、順次システム改修を行っていくものとなっております。

次に、事業No.82番から86番の社会福祉総務費でございます。84番と85番についてのみ、ご説明を申し上げます。

初めに事業No.84番、第5期江差町地域福祉計画策定でございます。事業費といたしまして、379万4千円を計上しております。地域福祉計画は、社会福祉法第107条の規定によりまして、市町村が計画を策定するものでございますが、現在の第4期の計画につきましては、令和3年度末で終了する事から、新たな計画である第5期の地域福祉計画を令和3年度中に策定しなければなりません。公益財団法人、地域社会振興財団の交付金の一部を活用して、町民アンケート、基礎調査を実施し、それらアンケートの意見や、課題を反映した新たな第5期計画を策定する経費でございます。併せまして、社会福祉協議会では、地域福祉実践計画も策定しなければならない事から、社協とも十分に協議しながら、進めて参ります。

次に、事業No.85番、子供の未来応援事業でございます。議案資料5ページにも資料No.5で、資料を配布しておりますので、併せてお読み取りいただきたいと思っております。本年度から、始める新たな取り組みでございまして、令和3年度執行方針でも述べさせていただきました、不幸ゼロの取り組みの1つでございます。概要は、生活困窮世帯に対しまして、学習塾や通信教育教材に係る経費を助成するものでございます。対象は、小学校1年生から中学3年生までとし、上限を月額1万円としております。目的は、生活困窮のため、塾や習い事といった、学習機会や様々な体験活動が恵まれないことが、教育格差に繋がる可能性があるとしております。この教育格差は、将来の就業格差や所得格差に繋がる事から、将来の貧困の連鎖断ち切ることを目的に実施をさせていただきたいというふうに思っております。

参考までに、平成30年度に町学5年生、中学2年生の保護者と子どもにアンケート調査を実施した結果、生活困窮世帯で習い事をしている家庭は、ゼロ人という結果があったところでございます。

次に、事業No.89番から91番の社会福祉施設費でございます。この項目は、施設管理の項目でございます。町民福祉課所管の施設は、水堀コミセンと南が丘ふれあいセンターの2施設となっております。

2施設の施設管理人及び町内会長から、毎年10月ころに施設の修繕箇所や不足する必要備品の聞き取りを反映した経費も含まれております。

次に、事業No.107番から113番の障がい者福祉費でございます。

障がい者福祉費事業の7つの事業のうち、6つの事業については例年と大きく変更はございませんので、110番の福祉タクシー助成について、ご説明申し上げます。福祉タク

シー助成事業は、過去、医療機関の通院に限り助成しておりましたが、近年では、町内の買い物など、利用は問わず利用出来るようになってきております、また、令和2年度より、町外の医療機関の通院も可能とし、進めて参りました。しかしながら、町内のタクシー台数の減少と、北部方面の方が、町内での買い物や隣り町の医療機関に通院する際の移動手段が課題となっております。令和3年度より、町外のタクシーを利用出来るようにし、町外の医療機関への通院などがしやすくなるよう、制度変更して参ります。また、身体障がい者区分の対象を1級及び2級の下肢体幹としているところを、3級の下肢と体幹機能まで拡充し、助成枚数についても、48枚、1枚当たり500円なのですが、総額にして、2万4千を60枚まで、総額3万円まで拡充し、障がい者福祉の向上を図って参ります。

次に、事業No.120番から131番の児童福祉総務費でございます。児童福祉総務費の12の事業のうち、9つの事業については例年と大きく変更はございませんので、3つの事業について、ご説明を申し上げます。

初めに、事業No.121番、なかよしつばさ児童会運営でございます。全体予算として、50万円ほど増額をさせていただきました。江差小学校の学童につきましては、現在、空き教室を利用し運営しておりますが、旧あすなろ幼稚園を、今改修をし、夏休みまでに開設できるよう工事を進めております。それに伴いまして、主な経費といたしまして、水道料や備品整備をお願いするものでございます。

次に、事業No.122番、水堀学童保育所運営費補助でございます。水堀学童保育所は、父母会で運営しております。例年30万円の運営費を補助しておりましたが、令和3年度より150万円を増額し、180万円として補助するものでございます。増額理由といたしましては、父母会で、現在1名体制で指導員を配置して運営しており、その他1名を確保し、2名体制として運営支援して参ります。その背景といたしましては、昨年12月に父母会から、水堀学童保育所の町立化の要望書が提出されました。町立化の実施につきましては、常時2名の指導員等の配置が義務付けられている事から、指導員資格者の育成や確保を図りながら、それらが整理された段階で、町立化への移行を検討して参ります。

次に、事業No.124番、子ども発達支援推進でございます。当初予算ベースでは、44万4千円を増額し、2,042万5千円となっております。昨年末に、上ノ国町子ども発達支援センターが建設された事に伴いまして、光熱水費の経費の増額、それと会計年度任用職員の人件費の見直し、さらには、2ヵ年分の退職手当組合の経費負担により増額となるものでございます。

次に、事業No.136番から137番の常設保育所費でございます。常設保育所費の2事業につきましては、例年と大きな変更はございませんが、保育園の新型コロナウイルス感染予防対策を図りながら、保護者や園児が安心して登園できるよう、引き続き対応して参ります。

以上でございます。

(議長)

以上で、説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望、ありませんか。

小野寺議員。

「小野寺議員」

障がい者福祉費。障がい者の関係で2点お聞きします。大きく2点お聞きします。

それです1点目。障がい者の中でも、2番目で移動の問題を話したいと思ったんですが、最初に、難聴の関係で、これも予算的には、本当に大きな支給という事で、出されておりますけれども、難聴に関して、2点この点でお聞きしたいと思います。

事前に、課長の方に、一昨年12月議会に、今、課長違い、前任者ですけれども、12月議会で定例会の質問でしたと。その件に即してお聞きしますという事は、事前に言っておりましたので、議事録、目を通していただいたかなと思います。それを前提なんですけれども、あくまでも、障がい福祉の支給という側面でお聞きしたいと思います。高齢あんしん課、別な問題になりますので。

それで、あくまでも、町民福祉課という事なんです。障がい福祉計画も策定するという事で、アンケートを見ましても、難聴の方の補聴器のメンテナンスに関して、アンケートの中に、本当に切実な声が入っておりました。それで、改めて、私、この問題について、アフターケアと言いますか、しっかりと町民福祉課としても、対応する必要があると思うんです。この点について、まず、どのように考えていらっしゃるかお聞きしたいと、一昨年12月議会でもやり取りをした事を踏まえてですね。

それからもう1つ。難聴者、補聴器を付けているという前提ですけれども、例えば、こういう所、人が多数集まって、ガヤガヤしている所は補聴器を付けると、かなり雑音等が入って使いづらい、聞こえづらいです。それで、専門的な事は今日はぶきますけれども、ヒアリンググループ、磁気をその周辺に出して、しっかりとその音を取るという、機器があるんですけれども、諸外国ではこれ一般的に設置されているんです。公共事業。ですから、補聴器を付けていても、こういう所でもしっかりと音が取れるというのがあるんですが、日本では本当に普及していない。今、多くの自治体で、それをやろうという事で、いろんな動きがあります。江差町でも、ぜひ町民課が音頭を取って、江差町内の少なくとも公共施設、多くの方々が集まる文化会館等々、そういう所にこの施設を、ぜひ導入する。もしくは、小型で貸し出しというのもあるんですけれども、その点について、町民福祉課の段階でお聞きしたいなと思います。これが1点目。大きく1点目。

それから2点目。移動の関係なんです。先程、福祉タクシー、本当に大きな改善点で敬意を表したいと思います。本当に、障がい者の移動については困難を抱えております。それで、私、子供達の上ノ国で通所している施設がありますけれども、そこに限ってお聞きしたいと思います。送迎が大変な困難を抱えているということについても、これも先程のアンケートの中に入っていましたから、当然担当の段階でも内容については、非常に困難な状況についてはご存じだろうと思います。

それで、この点についてですね、ぜひ検討を図って欲しいと。内容のとおり、アンケートのとおりです。その点について、お聞きしたいと思います。

それから、障がい者の問題で言いますと、地域生活支援事業、つまり江差町として、かなり柔軟にやれる制度があります。細かい事は、はぶきますけれども、異動支援、障がい者が買い物に行くとか、町がやるイベントにも支援するとか、そういう事業があるんですよ。けれども、何回も取り上げていますが、なかなか普及していない、利用されていない。どういうふうに周知しているのか。利用方法、詳しく知らせているのか。この点について、改めてお聞きしたいと思います。

(議長)

はい。町民福祉課長。

「町民福祉課長」

今、小野寺議員から、難聴者対策として2点、移動支援として2点という事で、計4点のご質問をいただきました。

まず、難聴者対策についてでございます。まず、補聴器の小野寺議員から、補聴器のご質問ですが、障がい者分野に関してご答弁をいただきます。

福祉に関するアンケート調査結果には、補聴器使用であるにも関わらず良く聞こえず、何度か業者にメンテナンスしてもらっていますが改善をしませんという困り事が、寄せられています。補装具として補聴器を購入する際には、医師の意見書、事前購入前のフィッティングサービス、購入後においてはアフターケアもしておりますが、耳にあわない事がある事がわかりました。現在、身体障がい者手帳交付者で聴覚障がい者28人いるんですが、12名の方々が補装具として補聴器を支給しています。主な業者に対しまして、耳に合わない事がある事から、アフターケアなどについての情報提供、それと改善の要望、補装具として補聴器を購入している方々からも意見を聞いて、次に繋げて参りたいというふうに思っております。

次に、ヒアリングループ、磁気ループの関係でございます。磁気ループにつきましては、小野寺議員ご承知のとおりだと思うんですけども、音、声が聞こえにくい方、補聴器をご利用の方、聴覚に障害のある方などが、音楽や講演会の話声を聞きやすくするための設備でございます。施設内でのイベントや会議において、声が小さくて聞こえないだとかをフォローする、解消できるようなシステムでございます。町内文化施設等に導入についてのご質問という事でございます。まず、1つ目として、このシステム導入費用がいくらぐらいになるのかという事は、まず1つ、調査して参りたいというふうに思っております。2つ目。施設が文化会館の大ホーム、小ホールがあったり、保健センターで会議が開かれる事もありますし、さらには、観光施設、追分会館だとかという事もあるんですが、どの程度までの整備が必要なのかも含めてですね、関係課で一度協議をさせていただきたいというふうに思っております。

併せまして、補聴器には、磁気ループを受信する装置が内蔵されているようです。ただ、これにつきましては、オンオフの操作を自分でしなければいけないだとかという事もあって、なかなか、その操作が難しいという事もありますので、これらも併せて、確認をして

いきます。

導入費用の関係につきましては、現在、度都府県、それと中核市については補助事業があるというふうに聞いております。将来的には、市町村の方にもこれらの補助事業が入ってくるかもわかりませんので、それらの推移も見極めながら、進めていきたいというふうに思っています。

次に、障がい者の移動支援の関係でございます。上ノ国の児童通所の送迎に関する支援策でございます。現在の送迎の支援策といたしましては、子ども発達支援センターと通所の交通費助成を実施して、交通費の位置を助成しているんですが、課題がある事は承知しております。通所の関係につきましては大きく2つございまして、1つは、小学校入学前の未就学児が通所する上ノ国の子ども発達支援センター。もう1つは、小学生を対象とした、たまみずき上ノ国が運営する放課後デイがあります。上ノ国の子ども発達支援センターにつきましては、未就学児を対象としているため、保護者が同行する場合はほとんどで、車で送迎する方々が大半だというふうに思っているんですが、一部の保護者より、ご主人の通勤で車がない場合は大変という意見も伺っております。それと、小学生の放課後デイにつきましては、現在、江差町の運動公園前だとか、4か所でございますが、利用する児童を上ノ国から江差町まで連れて来てもらっているんですが、働く保護者の方は、子供を上ノ国町に送る事ができなという事が課題というふうに伺っております。いずれにしても、上ノ国子ども発達支援センターの関係につきましては、近隣4町で、運営している事もありますので、早い段階で、4町で協議して参りたいというふうに思いますし、放課後デイのたまみずきの上ノ国の関係につきましては、利用者から聞き取り調査を実施して、どの程度、利用希望があるかを把握して参りたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、移動支援の関係でございます。移動支援事業は、江差町の障がい者等移動支援事業実施要項に基づきまして、介護保険や障がい者総合支援法のサービスを受けられない、買い物や余暇活動などの外出時についての移動支援でございます。この移動支援事業につきましては、屋外での移動が困難な障がい者及び障がい児としているため、何らかの介護サービスや障がい福祉サービスを受けている方が対象となっております。このため、ケアマネやあすなろ相談支援センターの方々から、利用者に対して情報提供をいただく他、町民福祉課の窓口、障がい者福祉制度の手引き、町のホームページで周知しているところでございます。

今回、新たな障がい者福祉計画について諮問いたしました障がい者自立支援協議会の委員の方々より、この移動支援事業については、予約性になっているため、急遽使いたい場合については、という事で、その場合は苦勞するという事でありましたので、福祉タクシーの、先程申し上げました、福祉タクシーの身体障がい者区分の1級及び2級の下肢体幹を令和3年度より3級まで拡充してですね、これらについて、対応をして参りたいというふうに思っております。

以上になります。

(議長)

はい。いいですか。

「小野寺議員」

議長。

(議長)

はい。小野寺議員。

「小野寺議員」

最後の部分ですけれども、福祉タクシーだって限度があるんですよ。ですよ。だから、それで代わるものじゃないですよ。ぜひ、今の点、本当に使い勝手悪いんです。悪いんですよ。もっと自由に買い物、町のイベント、その障がい者の方が行けるように、ぜひね、やって欲しい。いいです。答弁はいいです。

それから、難聴の問題についても、課長ぜひ、先程のヒアリンググループ、これ絶対必要です。これからも難聴者が増えます。障がい手帳与えるのは微々たるもんですよ。だからこれ高齢あんしん課との連携も含めて、ぜひ江差町全体の中で進めていただきたい。これは要望に留めておきます。

以上で、終わります。

(議長)

はい。

他に質疑希望、ありませんか。

(「なしの声」)

(議長)

質疑希望ありませんので、町民福祉課所管予算並びに関連議案についての、質疑を終わります。

説明員入れ替えのため、暫時休憩、いたします。

休憩 10 : 23

再開 10 : 25

(議長)

会議を再開いたします。

健康推進課所管予算並びに関連議案について、一括、補足説明を求めます。

(議長)

健康推進課長。

「健康推進課長」

おはようございます。

それでは、健康推進課が所管している予算について、まず説明いたします。

初めに一般会計について、予算資料でご説明いたします。

民生費でございます。9ページをお開き下さい。87、88、10ページ95、96、105、106、114、132の8事業が当課所管でございます。

106番、国民年金関係法令改正に係るシステム改修は、新規事業でございます、全額国庫支出金でございます。

132番、子育て応援券交付事業でございます。3年度は、月額を5千円に増額し、交換できる項目を、ベビーフードなどを加える予定としております。対象者数の減少により、予算額は2年度とほぼ同額となっております。

他の事業につきましては、前年度同様の事業でございますので、説明を割愛させていただきます。

次に、民生費でございます。11ページ、141から149、151から170までの29事業でございます。

成人保険に関する各種健診や、健康づくりに関する事業名を整理しまして、No.160から163の4事業といたしました。事業内容予算額に大きな変更はございません。

145番、脳疾患救急搬送特別支援補助でございます。2年度は、脳神経外科クリニック所有の救急車更新費用を上ノ国町、厚沢部町、乙部町と当町4町で、等分の補助をいたしまして、本年2月に納車されたところでございます。3年度からは、例年通りの補助額となっております。

次に、146番、地域医療連携推進法人、南檜山メディカルネットワーク負担金でございます。2年度に法人が設立し、2年度負担金は12月定例会で補正させていただきました。3年度の事業計画としましては、医療従事者や事務職の合同研修、町民向けの講演会の開催、現状の把握、課題分析、検討を行っていく予定でおります。負担金額は、1法人15万円で、2分の1が道支出金でございます。

153番不妊治療費助成でございます。2年度は、道補助金額を差し引いた額の2分の1を、上限15万円で補助しておりましたが、3年度からは、道補助金額を差し引いた額を、上限15万円の範囲内で補助する事といたしました。

次に、167番、インフルエンザ予防接種支援でございます。2年度は、新型コロナウイルス感染症、地方創生臨時交付金を活用し、新型コロナウイルス感染症との鑑別診断が必要となる医療機関への負担軽減を図る事を目的として、65歳以上の高齢者と中学3年生以下の接種を無料とし、町外医療機関での接種も助成対象といたしました。3年度は、新型コロナウイルスワクチン接種が開始する事や、南檜山管内において、発熱患者の受診ルールができた事を踏まえ、高齢者においては一律1,800円の助成、乳幼児等におい

ては、任意接種の2回目を全額助成とし、町外の医療機関で接種した費用も対象として参ります。

次に、新規事業であります。2つあります。

1つは、新生児聴覚検査費用助成でございます。ナンバーは、152番の母児保険（妊娠出産期支援）になります。新生児聴覚検査は、聴覚障害を早期発見、早期治療、療育し、音声言語発達への影響を最小限にする事を目的としており、費用は保険適用外でありますので、1次検査費用の全額を助成いたします。予算額は20万3千円で、事業総額304万4千円の中に含まれております。

2つ目は170番、健康管理システム導入でございます。国では、個人の健診結果等の健康情報を電子記録として、本人や家族が正確に把握するというPHR（パーソナルヘルスレコード）の考え方が広まってきている事、マイナポータルを活用して、予防接種履歴、乳幼児健診結果、特定健診の結果等を個人で管理する仕組みも順次スタートしている事などを踏まえ、健康管理システムを導入する事といたしました。これにより、町民の健康情報を一元化し、経年データの管理を行う事で、町民が自分自身の健康情報を正しく把握できる体制の整備等ができるだけでなく、予防接種業務等の管理の強化や、業務分析、見える化の推進を目指すものでございます。他の事業につきましては、例年通りですので、説明は省略させていただきます。

次に、国民健康保険費特別会計の予算について、ご説明します。予算資料、1ページをご覧ください。予算の歳入歳出総額は、3億5,534万9千円で、720万1千円の減となりました。詳細につきましては、26ページの予算構成表をご覧くださいと思いますが、減額になった主な理由は、被保険者数の減少等による、保険給付費、国民健康保険事業費、納付金の減でございます。国保事業におきましては、適正な事務の遂行、医療費適正化に向けた事業の推進と各種保険事業を実施し、町民の健康意識の底上げに努めて参ります。

次に、後期高齢者医療特別会計についてご説明いたします。1ページにお戻り下さい。予算の歳入歳出総額は、1億3,496万3千円で、391万5千円の増でございます。詳細は32ページをご参照下さい。増額になった主な理由でございますが、被保険者数の増加等による、後期高齢者納付金の増額によるものでございます。後期高齢者医療は、広域連合と町が事務分担をしておりますが、今後も広域連合と連携し、適切な制度運営ができるよう努めて参ります。

予算の説明は、以上です。

次に、議案の説明をいたします。

議案第18号、重度心身障がい者及びひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部改正について説明いたします。定例会資料25ページ、新旧対照表をご覧ください。オンライン資格確認の運用が令和3年3月末から医療機関及び薬局等で開始されます。従来、医療機関等窓口で被保険者証を提示し、目視、手入力での資格確認から、マイナンバーカードをカードリーダーへかざし、読み取りによる資格確認に変更となります。今後、重度医療及びひとり親受給者医証を提示の際、一連の資格確認取扱いが変更となる事により、第7

条の受給者証の提示について、新旧対照表のとおり改正するものでございまして、交付の日から施行いたします。なお、オンライン資格確認の運用が開始されても、従来通りの被保険者証での資格確認を行う事ができる事を申し添えます。

次に、議案第21号、江差町医師研究資金貸与条例の一部改正について、ご説明いたします。定例会資料No.2、148ページ、資料31、新旧対照表でご説明いたします。

当事業は、道立江差病院の医師確保地域医療の確保機能維持を目的として、平成25年度から行っており、過疎地域自立促進特別処置法のソフト事業を活用し、条例の効力を特措法と連動させて運用しておりました。特措法は、令和3年3月31日で期間が失効いたしますが、道立江差病院は、南檜山圏域の地域センター病院であり、地域医療の機能維持のためには、医師確保は重要な課題であり、特措法の期間が失効しても、事業の継続は必要である事から、附則の第2項を削除するものでございます。なお、この条例は令和3年4月1日から施行いたします。

議案第22号、江差町国民健康保険条例の一部改正について、説明いたします。定例会資料、No.2、149ページ、新旧対照表をご覧ください。令和3年2月3日に新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が成立した事による、国民健康保険条例における、新型コロナウイルス感染症の定義を具体的に書き下ろす形に一部改正をしますのでございます。条例附則第3項における、新型コロナウイルス感染症の定義を新旧対照表のとおり改正いたします。この条例は、交付の日から施行いたします。

以上、説明を終わります。ご審議方、よろしく願いいたします。

(議長)

説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

小野寺議員。

「小野寺議員」

2点、お聞きします。予算資料の170で、新規事業の説明がありました。健康管理システムの導入です。我々の健康管理に十分に、資するという、そういうシステムだろうなと思いますが、資料要求出来なくて、口頭で3点お聞きします。申し訳ありません。

それで、健康情報を一元化するという事になります。その対象、その情報の対象の範囲、教えていただければなと思います。

それから、2つ目に金額も大きな金額になっております。契約しますが、この種のもの、一般的な建築物購入とまたちょっと違いますのでね、プロポーザルでしょうかね。それを教えて下さい。どういうふうになるのか。本当に、こういうシステムは、江差町内でもいろんな物が今入っております。それを、内容評価をするたら本当に大変な知識が必要かなと思うんですが、もしプロポーザルだとしたら、その提案されたものですね、どういうふうに評価するのか。改めて、この場で、健康推進課の部分で、どういうふうになっているのかなという事でお聞きしたいと思います。

この点、最後ですが。予算書を見ますと、利用料が年間120万円だったかな。リースでしょうかね。良くわからないんですが、どういうシステムなのか。リースのようなふうにするとすると、普通この種のものって何年契約とか、4年とか5年とかですね。そこら辺も、新規事業ですので、資料こそないので、普通だったら、事前にしっかりと資料出しているのが、本筋でなかったのかなあなんて思いますが。教えてください。

それから2つ目。予算資料で言いますと、継続事業ですが、141番の看護師等、養成学校で資金の貸し付けですね、奨学資金。それで、今現状ですね、教えていただきたいと思うんです。道立江差病院に限らず、看護師の確保というのは本当に厳しい。かつてないぐらいの状況かなと思います。我々で言うと、本当に道立江差病院というふうになっちゃうんですけれども、そうすると、まず今、看護学院の生徒さんの状況、改めて、今どうなっているのか。この江差町の貸し付けという事が、しっかりと生きたもので動いているのかなという前提で、お聞きしたいと思うんですが。おさらいすると、あそこ入学定員が40人ですから3学年で120人ですか。それで、想定員が120人の名で、今、どうなっているのか。現状ですね、それから、卒業後がどんなふうになっているのか。江差町として、課として、おさえている部分で教えていただきたいなと思います。

以上です。

(議長)

はい。健康推進課長。

「健康推進課長」

まず、1点目の健康管理システムの関係でございます。対象範囲はという事でございますが、子供から大人まで、健診や訪問等の保険事業や、その他、訪問等の結果を入力して、それらが経年的に可視化できて、次の保険事業に生かしていけるようなというシステムとなっております。

2つ目の契約の関係なんですけど、こちらの方は、住基との連動が必要になってきます。ですので、総合行政システムの連携という事を考えて、随意契約の方向で進めたいなと、いうふうに思っております。

3つ目の年間120万程度というところのご質問ですが、今回、計上させていただいているのは、買取の予算で計上をさせていただいております。年間の使用料は、パッケージの利用料と保守料と、サーバーの利用料という形で120万というふうになっております。

2つ目の看護学校の関係でございます。まず、道立の高等看護学校の入学生等の状況という事ですが、令和2年度の状況を申しますと、40名合格しておりますが、入学したのは19名です。私の方で持っている数字、途中でリタイヤされる学生さんもいらっしゃるの、はっきりは、正確ではないかも知れませんが、3学年で60名弱と思います。

卒業生の状況という事ですが、元年度の卒業生、いわゆる2年度4月1日から就職をされたという方の状況でご説明します。元年度卒業生は24名おります。この中の就職の状況という事ですが、医療法人や厚生連、独立行政法人、社会事業協会等々の医療機関にお

勤めされた方が13名、公立の医療機関にお勤めされた方が4名、道立にお勤めされた方が4名、未就業というんですか、働いていない方が3名というふうにおさえております。道立の4名のうち、3名は、当事業、看護師等養成の就学資金の貸し付けを受けていた方になります。

(議長)

はい。いいですね。

「小野寺議員」

はい。議長。

(議長)

はい、小野寺議員。

「小野寺議員」

1点目の健康管理システムの件なんですが、最後の方の利用料の120万円、パッケージ、システムを入れる、機械に入れる、パッケージで120万円の利用料と、ですから、これは1回分、1回、来年以降はこの部分は出てこない。その点ですね。私、他の事例、他の自治体の事例いろいろ見て、同じものなのか、ちょっと違うかわかりませんが、普通、その何年かリース的な形でですね、リースかどうかは別として、3年、4年、5年と、だから、本当にこういうものって高くつくんだけれども、それが1つですね。

それから、その前の契約ですけれども、随契、本当にこれ健康推進課だけじゃないんですけれども、あらゆる課に相当のものが、こういう情報システムというか、情報管理のものが入っていて、何かと関連あるから、今、何か、住基、住基ネットとの関係、で随契という話でしたけれども、どうしても随契にしなければならぬですかね。健康管理システムは、今数多ありますよね、会社。本当に簡単ですからこれ。ノウハウそのものは。ですから後機械に入れればいいだけの話であって。数多ありますよ。調べてみたら、金額がね、全然違うんですね、自治体によってね。もちろん人口だとか、今言った、その対処範囲、先程、課長からは、教えてくれなかったけれども、何々何々何という部分がね、どこまで入っているか、人口がどうだとか違いますので、だけど、デジタルデータですからね、あんまりそんなの関係ない。だから、随契でいいのかのと、その財政課と、基本的に財政課と協議しての契約システム、江差町に財務規則であります。契約のやり方については、きちっと、国の法律に基づいて、江差町の財政条例に基づいてきちっとなっていますが、結果的に随契だという事で、判断なのか、どちらか、もう1回、この点について教えて頂きたいと思います。

はい。以上です。

(議長)

はい。健康推進課長。

「健康推進課長」

利用料の120万の件ですけれども、こちらは年間になりますので、月額11万程度で
すかね。数字を12か月掛けていくという形になります。なので、毎年掛かっていく事に、
来年以降もかかっていく形に。いただいている見積もりでは、同額掛かっていくという事
でなっております。

随契に関してですけれども、今、マイナンバーとの関係も出てきますので、やはりそれ
を考えますと、行政システムとの連携は絶対かなというふうに、当課としては考えており
ますので、今の現状としては随契でいきたいというふうに思っております。

(議長)

いいですか。

「小野寺議員」

ちょっと待って。

財政課、そういう方向でいくんですか。

(議長)

はい。財政課長。

「財政課長」

ただ今、健康推進課長からもございましたが、今、この健康管理システム1社特命随契
という形で、進めていく事になろうかと思いますが、これは、財務規則もそうですが、地
方自治法施行令の方で、随意契約をできる要件というのがございます。その中で、その業
者しかできないと、特殊性をもっていると。それに該当するという事で1社随契でござい
ます。その特殊性と言いますのが、やはり基幹システムに繋ぐと。これは、住民記録を扱
っているシステムでございますので、そうそう他業者に、そういう情報管理もございま
すし、他業者のシステム繋いで何か不具合があったら、それこそ大変な状況になる訳でござ
いますので、財政課としては、そういった要件に合致するという事で、1社特命随契、こ
れは該当するという事で進めていただくという、そういう財政課としては認識でございま
す。

(議長)

はい。いいですか。

はい。他に、質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

他に質疑希望ありませんので、健康推進課所管予算並びに関連議案についての質疑は終了いたします。

説明員入れ替えのため、暫時休憩いたします。

休憩 10 : 48

再開 10 : 50

(議長)

それでは会議を再開いたします。

高齢あんしん課所管の予算並びに関連議案について、一括補足説明を求めます。

高齢あんしん課長。

「高齢あんしん課長」(補足説明)

おはようございます。よろしくお願いいたします。

高齢あんしん課から、所管分についてご説明申し上げます。

まず一般会計からになります。予算書の66ページから69ページまでの3款、民生費の2目社会福祉施設になります。予算資料では、9ページの92番、老人福祉センター管理となります。施設の維持管理費で大きな変更はございません。次に、予算書の68ページから69ページまでの3款民生費の3目老人福祉費になります。予算資料では、10ページの97番から104番になります。

まず97番、養護老人ホーム入所措置でございますが、ひのきの入所者に対する措置費用です。現在70床がすでに満床で、予算要求時、12月時点では、そのうち当町45人の方が入所をしておりますので、前年度対比で、約1,981万4千円の増額という内容になってございます。

98番から103番までの事業につきましては、例年同様であり、特に大きな増減はありません。

104番、介護保険特別会計繰出金については、介護サービスに係る費用が増額になった事に伴いまして、町繰出金についても、前年度対比で、2,010万1千円の増額となっております。

次に、予算書の70ページから73ページまでの3款民生費の6目介護支援施設費になります。予算資料では、10ページ中段の115番から117番になります。115番につきましては、檜山ハイヤービルで実施している、まちづくりカフェ活動拠点整備事業、江差ベースプラスワンに係る費用でございます。116番、117番につきましては、総合福祉施設まるやまと生きがい交流センターの維持管理費用です。まるやまの管理で200万円ほど減額になっているんですが、これにつきましては、昨年度は、ろ過機の砂交換という部分がありまして、合った分の増額ですので、総合的な管理費の部分では大きな増

減はございません。

次に、予算書の78ページから81ページまでの4款衛生費の1目、保険衛生総務費になります。予算資料では、11ページの150番、介護老人保健施設建設費補助になります。本事業につきましては、医療法人社団敬愛会が建設した、介護老人保健施設の整備資金の償還利息という事で、平成9年から補助してきたものです。今年が最終年という格好になります。一般会計については以上でございます。

次に、介護保険特別会計でございます。予算書は179ページから223ページになります。予算資料では、30ページから31ページの介護保険特別会計予算構成表となります。予算資料にて説明をさせていただきます。予算の歳入歳出総額は、11億9,276万6千円、前年度から1億1,687万4千円の増額となっております。総務費におきましては、令和3年度からの介護保険制度改正に伴うシステム改修と職員の人件費の増、前年比で約530万円の増です。

次に、介護給付費ですが、前年比で、1億1,048万8千円の増額となっております。昨年度までの給付実績を基に編成しているものですが、居宅介護サービスなど給付費が8,988万2千円、地域密着型介護サービス給付費が2,350万6千円の増という内訳となっております。

次に、30ページの下段、地域支援事業ですが、ここでは地域包括支援係を中心に各種事業に係る費用が計上されているものになります。本年度は科目全体の人件費が、前年から605万6千円の増となっているものです。

最後になりますが31ページの下段、介護サービス事業勘定は、前年と同額となっております。

以上、簡単でございますが、一般会計及び介護保険特別会計の予算説明はこれで終わります。

次に、介護保険条例の一部改正、議案第19号、江差町介護保険条例の一部改正を改正する条例について、説明させていただきます。

定例会の議案63ページ、資料の26ページの新旧対照表をお開き下さい。本改正は、令和3年度から5年度までを計画期間とする、第8期江差町高齢者福祉計画、第8期江差町介護保険事業計画の策定に伴う、介護保険料の変更及び税制改正に伴い、合計所得額の定義及び、計算方法の改正があった事、さらに、新型コロナウイルス感染症の定義が改正された事に伴い、江差町介護保険条例の一部を改正するものです。本条例の施行日は、令和3年4月1日からの適用となりますが、附則第6条第1項第1号の改正規定については、交付の日からの施行となります。

続きまして、議案第20号、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準、及び指定居宅サービス等の事業の人員整備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令の施行に伴う、関係条例の整備に関する条例の制定について、説明させていただきます。定例会議案の65ページをお開き下さい。資料は、資料29ページと資料No.2の、93ページ、124ページ、134ページに新旧対照表が掲載となっております。令和3年4月1日から施行されます、省令の一部改正に伴い、当町においても、

関係する江差町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例、江差町指定地域密着型介護要望サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護サービスに係る介護予防のための、効果的な支援の方法に関する基準を定める条例、江差町指定介護要望支援事業者の指定に関し必要な事項、並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例、江差町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに、指定居宅介護支援などの事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の、4つの条例を改正するものです。

改正のポイントですが、1つ目は施設における虐待などの防止のための措置。

2つ目は、勤務体制の確保などです。この2つは、施設利用者に対する虐待などの防止、従業員の就業環境を害するセクハラやパワハラといった行為を防止するために、対策委員会の設置や研修といった必要な措置を定めたものです。

3つ目は、感染症などの予防です。感染症や非常災害などが発生した場合でも、継続的にサービスが受けられるよう、長期の業務再開を図るための計画策定や、感染予防及びまん延防止のための指針整備、必要な研修や訓練などの措置を定めたものになります。

4つ目は、居宅介護支援事業所の管理者要件の経過措置期限の延長で、平成30年の省令改正により、平成33年3月31日までに、居宅介護支援事業所の管理者は、主任介護支援専門員でなければならない、とされていたものが、その期限が令和9年3月31日まで延長される事となったものです。

5つ目は、電磁的記録です。これまでは、各サービス業者の作成、保存、及び交付する情報は、書面により手続きされておりましたが、電磁的記録、いわゆる、電子データも利用できるようになったものです。

本条例の施行日は、令和3年4月1日からの適用となりますが、第4条中、指定居宅介護支援等基準条例第15条第20号の次に1号を加える改正規定は、同年10月1日から、附則第2項の改正規定及び附則に1項を加える改正規定は、交付の日からの施行となります。

以上、簡単ではございますが、高齢あんしん課の説明を終わらせていただきます。

ご審議方、よろしくお願いたします。

(議長)

説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

室井議員。

「室井議員」

簡潔に1点だけ。

高齢あんしん課、非常にですね、業務が広い。そして、一生懸命ですね、対応して頑張っている事も、私、聞いています。このまちづくりカフェの活動、整備に絡んでですね、そこだけでなく、いろいろな現地にですね、皆さん、女性の皆さんがですね、出ていっ

てですね、いろんな、高齢者の困りごととも聞いている。そういう対応をしている事を、十分、理解した上で、さらにですね、このカフェの活動拠点と絡んでですね、もしこういう事がですね、もうちょっと工夫してくれればいいなあという事があればですね、私も全面的にですね、全面的に、議会の場だけではなくて、町内会活動も通じてですね、全面的にご支援していきたいと思いますので、その辺についてですね、何かありましたらですね、今、こういう事ももう少しちょっとあればいい、こういう事で今悩んでるんだという事があつたらですね、簡潔に答弁してもらいたいと思います。

課長はいいです。現地でやっている女性の方に聞きたいです。

課長は、座ってていいわ。

(議長)

誰がいい。課長が答えだ方がいいんでないがい。

高齢あんしん課長。

「高齢あんしん課長」

はい。ご指名じゃなかったのかも知れませんが、はい、私の方から。

うちのスタッフ、女性スタッフは、すごく頑張ってまちづくりカフェ、それから、江差ベースワンの運営をやっております。私も担当になり、去年の春から課長とさせていただいて、一緒に働かせていただいたんですが、多分、一番期待をしているのは、いかに1人でも多くの方に興味関心を持って参加をしていただくことなんだろうなと思っています。こういう場をもって、もしお話していただけるとするのであれば、議員の皆さんもそうですし、いろんな所で、今、地域で求められている、その地域の協力を必要とするというところに、一緒に参画をするという宣伝と言いますか、PRと言いますか、そういうところに全面的な協力をいただいて、地域の力を結束できるように後押しをしていただきたい。そのように思いますので、今後ともご協力、ご支援いただきますようよろしくお願いいたします。

(議長)

いいですね。

「室井議員」

駄目。

(議長)

室井議員。

「室井議員」

あのですね、カフェにね、行ける方はまだいいんですよ。わかりますか。課長。行けな

いで、自宅にいる方がいるんですよ。私、なぜこの事を質問質疑しているかというのですね、何年か前ですよ、私言った事あります。今、高齢あんしん課にいる方がですね、通って、この方おかしいなあって、新聞いつもある。案の上ですね、部屋の中でですね、倒れて、そういう状況を発見してですね、病院の手配した方がいるんですよ。だから、そういう面ですね、私は、かなり範囲が広いんだ。課長のですね、そういう答弁もいいですよ。だから、そういう活動をしていく、本当にやっていく場所どこなんですかというのと、皆さんなんですよ。頼りにする所。だから、私は、現地で、実際に出向いて、そういう高齢者の方を訪問している方ですね、答弁を欲しがったんですよ。いいですよ、課長、もう1回しても。これで止めますから。

(議長)

はい。課長。

「高齢あんしん課長」

実際にタウンミーティングの他、それから個別訪問という形で歩かせて頂いています。その他、今お話がありましたように、町内で高齢者の生活に異変があった場合には、私達の方にも連絡いただきながら、協力をしていただいた中で、即時に対応しております。

これからも、皆さんとの協力体制を取りながら、きめ細かく町の中を、情報を集めて歩けますように頑張っていきますのでよろしく願いいたします。

(議長)

はい。

はい、次。小野寺議員。

「小野寺議員」

今、いわば、地域支援事業の部分での質疑がありました。私も本当は、そこも少し掘り下げたいとこなんですけど、時間もないかと思うので、本体の介護給付の方、保険給付の方に関して少し、少しというか、大きく2点お聞きしたいと思います。

それで、今、高齢者の介護保険を使っている方が多い部分で言いますと、施設に入る部分と、あと在宅。1番目で在宅の部分でお聞きしたいと思うんですけども、在宅でいうとやはりヘルパーさん、ここが本当に、先程の地域支援事業で言うところの歩くという部分がありますけれども、ホームヘルパーも本当に保険の給付で言いますと、大変な仕事をされております。

今、1番問題なのは、課長、多分掴んでいらっしゃると思いますが、江差町内のヘルパーさん、訪問介護員の確保が大変だと。これは、全国的、そしてこの江差町も同じです。ですから、江差町のこの介護保険、特別会計ですけれども、特別会計を運営していく上においても、民間がやっている、このヘルパーさんの確保という事は、江差町としても、町としても大事な問題だと思います。そういう観点でお聞きしますが、残念ながら、新年度

の介護報酬、改善全然進んでいない。もともと、ヘルパーさんの待遇というのは劣悪ですから、ちょっぴり上がったってね、全然改善になっていないんですよ。ですから、介護の事業所の確保というのは大変なんですけど、まず、この点で1つお聞きしたいんですけども、町内の介護保険事業所、ヘルパーだとかデイサービスやっている事業所、ヘルパーさんのやっている大きな仕事、そこの人材確保どうなっているか。江差町の介護保険を進めていくためにも、しっかりと把握が必要だと思いますが、まずその点どうなの。どういう把握しているか。

それで、この点では先程健康推進課の方で、看護師の問題も取り上げました。医療の介護とこの介護保険で言うとヘルパーさん、この確保という事は大事な問題だと思います。私は、江差町としても、これ、民間の部分で看護婦と同じように、大変、方法論としては難しいかも知れませんが、いずれにしても、江差町の介護保険事業の働き手なんです。なので、その介護、訪問介護員の確保の支援策は、江差町としても、どういう方法がいいかということも含めて、私は検討すべきだと思うんです。このままだったら、そもそも、必要な介護サービス受けられなくなる。その点を、町として、担当課としてお聞きしたい。これが、まず在宅の部分ですね。

それから今度、施設も含めてなんですけど、施設の事業所の経営の方、高齢者が入所している施設も江差町にたくさんあります。介護保険の中で。それからさっき言った、在宅の部分でやっている部分もありますし、あと、ケアマネージャー、居宅介護支援事業、この経営状況も大変です。もちろん、人件費そのものは大変で人が集まらないという側面と、施設の運営についても同じような問題があります。課長ご存じだと思いますが、介護報酬ももちろん改善になってないけれども、先程、条例改正でありました。毎年のように、こういう条例改正があって、ことごとく新しい仕事が増えているんですよ。ご存じだと思いますね。人手もかかるという部分もあれば、もう訳のわからないものをね、作れ、作れ、作れ、作れ。こんなもの何で必要なんだという、それから計画、今まで、1年で1回で良かったものを、1年に3回しなさいだとか、とにかく、計画と報告凄いです事業所。人手が足りない、そういう点で、事業所が人が本当は雇いたいんだけど、雇えない。大変な今状況になっておりますが、どういうふうに把握しているか、お聞きしたいと思います。江差町の介護保険事業を遂行していく上で必要だと思いますので、お聞きします。

(議長)

はい。高齢あんしん課長。

「高齢あんしん課長」

小野寺議員からのご質問ですが、1点目が介護事業所の人材確保の状況をどう把握しているか、何だかの支援策を検討すべき、もう1点が、業務量が増えて、厳しい経営状態が続いていると、その辺りはどのように把握してるかというご質問だったかと思います。

1点目と言いますか、この度、策定しました、第8期高齢者福祉計画、見ていただいていると思いますが、その第7章のところ、高齢者福祉策の推進というものがあります。

高齢者福祉サービスの資質の向上という部分で、その中でサービスの質の確保、向上への取り組み、まさに介護人材の確保、それから介護現場業務の効率化に向けた取り組みの推進という項目をもたせていただいた施策を立てているところです。

そこでは、専門職を含めた介護人材の離職防止、それから定着を進めていくための処遇改善、それから元気高齢者、外国人など、多様な人材の参入、活躍の促進方法を検討しますというふうにあります。また、介護現場で働く、職員が長く働き続ける事ができるよう、肉体的負担を軽減する介護ロボットや、事務負担軽減のためのICTの活用について、検討を進めますと、記載をしているとおり、私達とすれば、重要な課題と位置付けているところです。

具体的な支援策につきましては、それぞれの事業所いろいろとあると思います。これからも意見交換をするなどして、改善模索をして進めていきたいというふうには思っております。

具体的な取り組みもICTの部分とか一部ございます。昨年度、新任ケアマネの皆さんに、町からiPadを貸与してICTに活用着手をしております。これにつきましても、先程あった事務軽減の負担というところに、具体的に掘り下げた取り組みだというふうに私達、考えております。実際には、今後ペーパーレスとかを進めていくという上では、必要な手法の1つとして、先進的に取り組んできたという事だと思っております。

それから、人材不足の部分につきましては、医療、介護ともに検討して行きたいと思っております。私達も医療介護連携会という、会議を年5回、6回、やっております。そういう中で、現場の方達と意見交換を進めておりますので、南檜山の広域の視点を持ちながらも、進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

介護施設の業務量が増えて、新しい厳しい経営という部分につきましては、先程の条例改正の中でもご紹介させていただきましたように、これまでは、報告の部分であったりとかというのは、全て、カミベース、そういうふうなものでの管理だった訳ですが、今回の改正の中で、電子データが使えるように改定されております。いわゆるペーパーレスとか、ハンコの省略可という部分で、業務の方を軽減させるという具体的な動きが国の方からも認められるようになっておりますので、地域の事業所の中でも、少しでもこういう所で軽減を図りながらやっていただきたいと思います。

簡単ですけれども、以上、説明としたいと思います。

「小野寺議員」

議長。

(議長)

はい。小野寺議員。

「小野寺議員」

課長の立場ではね、やむを得ないと思うんです。

それで、今日、町長副町長も聞いていいと思うんですが、その前に、課長あの、計画書、あれは、例えば、国の方の流れだとか、北海道の流れだとか、それも含めて、書いております。江差町の具体的な実態、例えばどここの事業所今こんなふうに困難だったとか、今、そこを掴んでいるのかという質問なんです。

それから、どうしたらいいかという事については、介護ロボット、ととてもとてもとても、ね、大都会だったら可能かも知れませんがね、それによって、また人手かかるんですよ。体制もかかる。それをもっと、直接的な意味で支援策をね、これ町長副町長、もう少し実態を掴んで、国が言っている I C P だとかロボットとか、それはそれでね、しっかりやってもらっても知れないけれど、とてもとても、それで今の状況を改善するなんてね、思えない、思えない。

それから、併せて言いますけれども、やっぱりね、国に対して先程いろんな事言ってきましたがね、電子データだって、課長ご存じだと思うんですが、電子データすることによって、膨大な仕事増えている部分があるんですよ。知ってますよね、課長。紙から電子やることによって、勿怪の幸いだと思ってね、国がめちゃくちゃな仕事を増やしているんですよ。だから業務の軽減にならない。やっぱり、国の改善の大きいんです。昨日、風車の問題をやった時に町長は、国の問題はそっちでやって欲しいと、つまり、私が国に言ってくれということだったのかも知れませんが、それはやっております。ただ、自治体だって、自治体が直接この仕事というのは、風車は昨日ですけれども、全て国の仕事で、地方自治体に関係するものは、国のやり方が、全部地方自治体にかかってきているんです。これを改善するためには、現場の皆さんが言っていかなかったら改善出来ませんよ。施設も、それから居宅サービスやっている介護事業所もね、このままだったら本当に倒れますよ。ご存じだと思うんですが。やっぱり、しっかり国に改善を求めていくという事と、可能な限り江差町でも何か支援策がないか。今、病院、病院も先程、健康推進課の方で、江差町としてのぎりぎりの努力で支援していますよね。同じ事です。介護サービスもしっかりと可能な限り国に言っていくということと、地方自治体で何か出来ないか、本当に介護保険、前に介護保険そのものがもう崩壊していると私言ったら、町長も同様の様な感触をされたかと思うんですが、介護保険相対が本当に瀕しているという事と、実際のサービスそのものが、もう倒産するかも知れない。何らかな形で実態を把握しながら支援をしていくということは、必要だと思うんです。もちろん、併せて国に対しても言っていく。その点について、課長か、こちらか、どちらか、しっかりお聞きしたい。

(議長)

はい。副町長。

「副町長」

それでは、言えるのはですね、医療は医療で先程、看護師の不足、まさしく、介護事業所がこれだけあって、これだけ高齢化の中で、それから、子供さん方も皆都会へ出て、1人暮らしのそういう高齢者も増えている中での、この介護事業所の役割というのは非常に

大きい。

ただし、やはり事業所それぞれは定員にあった介護師であったり、専門職を雇っている、数なんです、何を言いたいかというと、小野寺議員は、やっぱり、介護師への、そういった支援であったり、そういったところを、地方自治体単独で、いわば、介護師の確保を少しでも、後ろから押す対策も考えてほしいと。こういう事だろうというふうに思いますんで、この3年度においては、担当がおりますけども、それぞれ、うちも欲しい、うちも欲しいという意味ではなくて、どういう実態にあるのか。それから、あまるだけ、介護師を抱える訳には、当然、いきませので、止めた場合には、すぐ補充ができる体制にどうしたらなるのかとか、いろんな点がきつとあると思いますので、その辺はちょっと、施設の実態調査をですね、1回やったからいいという意味ではなくて、令和3年度の中で、事業所のいろんな意見を吸い上げた上で、何が可能なのかというところを判断させていただきたい。

以上でございます。

(議長)

いいですね。

はい。他に、質疑希望ありませんので、高齢あんしん課所管予算並びに関連議案について、の質疑は終わります。

説明員入れ替えのため、暫時休憩いたします。

35分まで休憩いたします。

休憩 11:20

再開 11:35

(議長)

休憩を閉じて、再開いたします。

農業委員会、産業振興課所管の予算並びに関連議案について、一括補足説明を求めます。
産業振興課長。

「産業振興課長」(予算説明)

それでは、私の方から農業委員会と産業振興課所管分の令和3年度予算について、新規事業を中心に、各会計予算資料及び定例会資料により説明させていただきます。

予算資料の8ページをお開き願います。定例会資料は10ページとなります。

No.34番、おためし地域おこし協力隊事業についてです。農業漁業に従事する新たな担い手の確保、あるいは江差町への移住定住を最終的なゴールとしながらも、まずもって、一定の期間、地域とのマッチングなどを含め、短期に体験プログラムを実践するものがあります。予算額は、農業漁業併せて226万4千円を計上しております。

次に、予算資料の11ページをお開き願います。No.177番、有害鳥獣駆除についてです。昨年度に引き続き、有害鳥獣実施隊員の確保に向け、狩猟免許取得の経費の助成を行

う他、本年度は、捕獲用の箱罟などを購入して参ります。予算額は、238万5千円を計上しております。

次に、178番、179番、180番の労働費でございますが、老朽化による、檜山地域人材開発センターの高圧受変電設備の改修がある他は、事務事業の内容は、前年と変わっておりません。

次に、184番、豊かな産地づくり総合支援事業についてです。平成23年度から実施してきた、産地生産力強化総合支援事業の名称を変更し、これまでの振興作物に対する各種の助成の他、新たに作業の省力化、効率化を目的とした、生分解性マルチへの支援や、JAから要望のあった、土壌診断経費への助成を盛り込んだものでございます。予算額は、896万円を計上しております。

次に、予算資料の12ページをお開き願います。関連がございますので、一括ご説明いたします。

187番、農業競争力強化農地整備事業と188番、水利施設等保全高度化事業についてです。定例会資料は、6ページと7ページになります。先の議会全員協議会においてご説明したとおり、北部地区の基盤整備の実施に伴う受益者負担の在り方について、生産者の共同施設である要排水路整備に係る経費を町が負担するといったルールのもと、水堀地区と泊地区の用地測量や実施設計に関する負担金を計上しております。予算額は、農業競争力強化農地整備事業で、事業費の12.5%、1,370万3千円を、水利施設等保全高度化事業で、事業費の19%、190万円を計上しております。

次も、関連がございますので、一括してご説明いたします。203番、森林環境整備推進、205番、森林経営管理制度取組推進、206番、木育推進についてです。定例会資料は8ページとなります。平成31年度の税制改正において、創設された森林環境譲与税を活用し、森林の有する多面的な機能を発揮させる事を目的に、各種の事業を展開するものであります。本年度は、203番の森林環境整備推進事業により、公共の補助事業の対象とならない、小さな森林整備に対する支援を行う他、205番の森林管理制度取組推進事業により、森林所有者に対する今後の山の維持管理などに対する意向調査や、山の路網整備のための基礎調査を檜山南部森林組合へ委託して参ります。また、206番の木育推進事業により、町内小学生を対象とした森林教育の推進や、地場産財の活用について検討して参ります。予算額は、森林環境整備推進に100万円、森林経営管理制度取組推進に383万円、木育推進事業に102万円を計上しております。

次に、水産関連予算と港湾関連予算についてですが、資料の関係もあり、一括してご説明いたします。予算資料12ページの219番、檜山サケ海中二次飼育施設整備、220番、ウニ栽培漁業推進、同13ページの276番、江差港上架台レール改修、277番、江差港港湾施設定期点検診断についてでございます。定例会資料は9ページとなります。

初めに、290番の檜山サケ海中飼育施設整備事業であります。管内関係5町で取り組むものであります。内容的には、現在、五勝手、泊の各漁港で行っている、海中飼育の過密解消を目的に、施設を1基増設するものであり、予算額は90万円を計上しております。

次に、220番、ウニ栽培漁業推進であります。江差の磯回り団体が、磯根資源の増大に向けた新たに取り組むものであり、種苗購入費用の一部を助成するものであります。予算額は、165万円を計上しております。

次に、276番、江差港上架台レール改修でございます。現在、檜山造船公社が使用している上架レールの改修を行うものであり、予算額は333万8千円を計上しております。

次に、277番、江差港港湾施設定期点検診断でございます。平成25年度の港湾法の改正により、5年に1回、施設の点検が義務付けられた事により実施するものであり、本年から2サイクル目となります。本年度は、対象施設、全41のうち、14施設の点検を実施して参ります。予算額は838万2千円を計上しております。

次に、予算資料の13ページ、234番、江差1号井温泉用水中モーターポンプ分解点検についてです。定例会資料は、11ページとなります。尾山にある温泉の水中ポンプのメンテナンス及び機器の取り換えを行うものであり、予算額は、1,349万円を計上しております。

次に、235番、持続可能な商店街づくり事業についてです。定例会資料は、11ページとなります。資料に記載しているとおり、商店街をもっぱら、商店が集まる町から、暮らしを支える町と捉え直し、各種の事業を展開するものであります。1つは、スマイル商店街事業として、暮らしの拠点化を目指し、後方支援を行なうものであり、年間を通じた各種の活動や、期間限定の活動に柔軟に対応するとともに、新たな取り組みに際し、施設の軽微な改修が必要なものに対する支援も行って参ります。2つ目は、ウエルカム商店街事業として、商店街などが実施する販売促進キャンペーンや、飲食店が実施する応援キャンペーンなどに対し、助成するものであります。3つ目は、チャレンジ商店街事業として、これからの商店街を担う人材の育成を目的としておりまして、まずもって、商工会青年部などの活動支援をですね、行って参りたいと考えております。予算額は340万円を計上しております。

次に、236番、地域産品営業プロモーション推進についてです。定例会資料は12ページとなります。コロナ禍の中、地産地消、外商をキーワードに、地元で生産される農水産物などについて、新たな生活様式に対応した販売促進、販路の多様化の取り組みを推進するものであります。予算額は、382万5千円を計上しております。

次に、予算書の249ページをお開き願います。予算書になります。令和3年度の江差町公設地方卸売市場事業特別会計予算についてであります。歳出な主なものとして、市場の施設の維持管理経費として53万7千円を、また、昨年4月から営業を始めた檜山卸協同組合に対する補助172万円と、同組合に対する運営資金の貸付600万円が主なものであり、歳入歳出の総額を825万7千としたところであります。

最後に、議決案件でございます。定例会議案書の101ページをお開き願います。議案第23号、江差港港湾区域内公有水面埋立に係る意見についてです。定例会資料は、定例会資料No.2の150ページをお開き願います。北埠頭フェリー岸壁の埋立についてですが、平成29年度に実施した定期点検診断により、施設の性能が相当低下している状態と判定されたことにより、国の予防保全事業として、令和3年度から令和7年度の間まで

の、5年間で事業を実施するものであります。埋立位置は、江差町字姥神町175番先、埋立面積は、資料にも記載しているとおり、409.44㎡であり、出願人は、北海道開発局函館開発建設部でございます。なお、この間、公有水面埋立法の規定に基づき、告示縦覧を行った他、港湾審議会からの投信、利害関係者である、漁協、海上保安部からの同意を得ている事を申し添えます。

最後に、予算全体を通じての歳入については、昨年度と大きく変わるものではございません。

以上、令和3年度産業振興課農業委員会の予算、提出議案の説明といたします。

ご審議方、よろしくお願いいたします。

(議長)

以上で、説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

小野寺議員。

「小野寺議員」

1点、漁業に関してだけお聞きしたいと思います。

今回資料で、定例会資料の9でまとまって出ておりました。本当に漁業に関しても、大変なご努力を江差町としてされているなどと思ひまして、それも含めて少しお聞きしたいと思うんですが、その前に、個々の施策の前に、あれは確か全員協議会など、臨時議会かなにかでお聞きしたことあったんですが。今漁業の、江差町の個別の事業にしても、檜山漁協の取り組みの江差町としての関わり合いを論議するにしても、漁業法が改正された、その改正されたことによって、実際の浜の漁業がどうなのかということをおね、そこをまずしっかり確認しなかったら私はならないと思っております。全てが、この国の法律の改正で動いております。

北海道も法律に基づいて北海道資源管理指針が変更されました。それから、新たに北海道資源管理方針というものも策定されております。言ってしまうと、日本もやっと資源管理、ヨーロッパなどでもう20年も30年もと行っていいのかな、前からやっている資源管理を中心としたものに今大きく舵を変えて来た、新しい漁業政策が動き出したというのが今現状です。

その上で、では今、この檜山江差で、この浜沖でどうなっているのか。その漁業も改正漁業法に向き合っていかなければならないのが、今我々の政策としてもしっかり見ていかなければならないものであります。

それで、お聞きしますけれど、じゃ今私が説明した改正漁業法の個々の具体的な方針等も受けて、檜山漁業それから江差の関係漁業者と言いますか、それからそもそも江差町、担当課ですね。どういうこの改正漁業法に関して論議を進めているのか。海区調整の北海道の会議等々も多分知っていると思ひます。具体的なことも走っていますね。それも踏まえて、今まずどう進めているのか。これを最初にお聞きしたいと思います。

それで2点目。それが大前提なんですけど、先程もちよっと言いました、資料9で、江差町の特に増養殖関係、前浜関係も含めた、流れ物も含めてになりますけれども、施策の一覧表が出ております。

それで私、これを見ても、本当に江差町、今の町長になってからも、特にこの育てる漁業をやっていくと。進めるということで、新規事業も含めて、今回出ております。私まさしく、この方向、改正漁業法に基づいてそうかなと思うんですが、ただ1つここで質問したいのは、育てる漁業、増養殖と言っても、近間で言うと八雲、日本海側、太平洋側も含めた、八雲、せたなとか、近間でも本当に今どんどん進めておりますが、どうしても事業費が加算できます。だいたい増養殖成功するとしたら、どうなんですかね課長。10年20年と言われてますね。だから、本当に残念ながら小さい自治体単独ではもう難しい。新規事業であるように、こういう事業を積極的に取り組んでいかなければならないと思っています。なので、江差町としての基本的な考え方、改めて檜山規模、檜山漁業規模、なかなか今檜山漁業ゆるくないんですけれども、江差町としての考え方をちょっとお聞きしたい。これが2点目。

最後です。資料要求の中で、私が要求したものじゃないんですけれども、懇話会の部分、これ本当に大変な中身、それぞれの団体のいわば切実な声がここに凝縮されているということで、何回か目を通させて頂きました。

この中で、漁業関係団体との懇話会の論議も本当に1つ1つが身に迫った話だなと思って読んでおります。その中で1つ気になるというか、江差町の町政策としてどうだったのということでお聞きします。

この懇話会のナンバーで言うと漁業管理のNo.20というところに、意見内容と、それから町側の回答内容が書いてあります。いわば漁港の利用、活用、今なかなか漁港も少し空いていると。それをどうやって有効管理するかっていう観点の質問と回答でありますけど、私このことについては何年か前も取り上げたことあるんですが、課長も多分調べてご存じだと思いますが、国の方ではかなり早くから、水産庁で規制緩和ということで、漁港の有効活用ということを進めてきております。

私、前にも聞いたことあったんですけど、そのころは乙部町、もう既にいろいろやっていますし、あのころで言うと木古内とか、ですから私てっきり江差町の漁港、つまり最終的には北海道と地元がタイアップしてやらないとなりませんけれども、どんな論議この間されてきたのかなと、なんか、この懇話会のを読んでたらですね、全然、江差町として取り組んでいなかったのかと、ちょっと愕然としたんです。私の読み取りが間違っていたら、それも含めて教えて頂きたいと思います。

以上です。

(議長)

産業振興課長。

「産業振興課長」

小野寺議員から3点に渡ってのご質問でございます。

まず改正漁業法の関係でございますが、議員もご承知の通り、去年の12月から施行されたものでございます。

制度のポイントなんですけど、二つございます。

1つはですね、漁協等に与えられていた漁業権、こういったものを見直して、漁場の適切かつ有効な活用を目指し、企業参入を促すといった視点が一つ。それともう一方で、今言われた資源管理、TACですね。漁獲可能量。TACの設定対象をですね、現在のサンマ等の8魚種から、今後は15魚種、ホッケ等も含めて拡大するというところでございます。これは国全体の漁獲量の8割に当たるということを我々も留めて置いています。こういった背景はですね、実は2問目の質問にもありますが、国の方ではどうやら海の生産性の向上、あるいは漁業者の年々減っていくということで、民間の方々を入れながら将来大規模な養殖、こういったものも念頭にですね、入れた漁業法の改正だと我々承知しております。

で、この間檜山漁協等を合わせて、こういったものに対しての議論があったか、あるいは江差町でどういう協議をしてまいったかということですが、実は資源管理については、江差町の檜山漁協地区でも管理委員会というものがあまして、例えば今年のナマコの漁獲何トンにするとか、あるいはウニアワビでもですね、サイズ、例えば5ミリ以上にするだとか、そういうようなですね、資源管理の取り決めをしながら着業しているということでございます。

で、漁業法に沿って本格的な議論をしたのかということ、それはまだしていません。

2問目でございます。増養殖漁業の関係でございますが、議員お話ししたとおり、今八雲町の熊石地区でトラウトの取り組みを昨年から行ってます。また、新聞では大成区でもトラウトサーモンの海面養殖を行うということでございます。

私どもも実は昨年トラウトサーモンの施設を見にですね、漁業者と青森県の深浦に行っていました。色々と課題は多いということも分かりました。要は種苗の生産を今青森に委ねてますので、その輸送コストを生産した時には、トラウトは取れてもですね、今の現状では赤字になるということなんです。ですから、種苗の生産基地をこの檜山あるいは道南圏で構築することができれば、少し勝負できるようなものになっていくんだろうというような分析をしております。

で、その間、じゃあ江差町の方で育てる漁業をどういうことで取り組むかということですが、区画漁業権というものがあまして、浜の人達は今、ワカメとか昆布そういったものにも少し活路を見い出したいということで取り組みをしていること。それとナマコ、またナマコかと言いますが、実は平成19年から取り組んできて、このコロナの中でも今年江差町の入札は6,300円という、キロ当たり、非常に高値です。他の地区は2千円3千円という値段ですので、浜の人はこのナマコですね、資源をしっかりと管理して増養殖の力を入れたいということです。今A品の物を特A、そういったものに仕上げていきたいという思いがありまして、そういった動きに対して今年予算を、我々もつけているというところでございます。

3つ目でございます。

漁港の有効利用についてですが、これは実は平成27年に北海道の方がまず先んじて、日本海の漁業基本方針というものを策定し、漁港の空いているところで畜養、あるいは増養殖やったらどうですかというようなことで始まったものです。国の方では平成31年に水産庁の方から漁港の利用に関する規制の緩和といった形で通達が出ております。これも同じような作り立てになっております。

で、この間、江差の泊、あるいは五勝手の漁港なんですけど、今先ほど予算でも説明いたしましたけど、サケの海中飼育、まずこれをやってるということ。あと、ほとんどのですね、乙部で例えば漁港でナマコやってるといいますが、江差は江差港という港湾がございまして、実は今現在港湾の方で増養殖を今やっていますが、将来、先ほど言いました若手の漁業者等もナマコをしっかりとこの地域に根付かせたいということですから、そういったナマコの活用、あるいはこれから始まる例えばアサリだとか、そういう貝類、そういったものの可能性もあるんだろうなと思っておりますが、そこは檜山漁協や生産者である浜の人達としっかりと話をして進めていきたいなと思っておりますので、ご理解願います。

(議長)

はい、小野寺議員。

「小野寺議員」

良くわかりました。本当に、今国が進めている、民間の大企業が入ってきたら大変です。ですから、もう残念ながらこの改正は施行されていますので、何としても浜を守っていく。沖も含めてですけれども、その点で質問なんですけど、漁業としてのナマコとか個別の資源管理ということでは従来からも進めてきたと。それはわかりました。

ただ、新たなその改正法の国だけじゃなくて、北海道も、本当になかなか読み、私も読み込めないんですけども、資源管理の指針とかですね、方針。それを受けて、本当にしたらどうやって檜山全体、もしくは江差町の浜の人達が、これからどうしていくかというのは本当にその法律のことも含めて、戦略戦術も含めて、浜の人達と対話と言いますか、そういう中を進めていかないと、自分の町の浜を守っていく、沖を守っていくというのはなかなかね、ならない。この懇話会のを読んでいったらですね、本当に目の先、今生活大変だと。それはそれで十分理解出来ますけれども、しっかりとした短期、中期の見通しも含めて、資源管理していくという論語をしっかりと、江差町としてもやっていかなかったら、私今日はこれ以上言いませんけれども、風車の問題、風車の問題、そっちの方に浜の方々がいってしまう。これ以上、言わなくてもわかると思っておりますので、やはり、少なくとも産業課としては、浜を守っていく、今の国の方向性をしっかりと、我が町のやり方でやっていくということ、対話をしていくということが私は必要だと思っておりますが、ちょっと町長、副町長、もしくは担当課でもいいんですけども、コメント頂ければなと思っております。

(議長)

産業振興課長。

「産業振興課長」

浜の方、確かに昨年からです、皆さんに新型コロナウイルスの関係で3回に渡って補正を組んで頂きましてありがとうございます。

今、檜山漁協の方では、昨年サケが豊漁だったということをご皆さんも新聞報道で知っての通り、実はサケの方は卵を取って検苗という作業があるんです。その作業を実は4年位前からですね、精度を高めたということの結果が少しずつ現れたということで、しっかりとその回遊性というか、回帰する魚を取り込むというか、サケに力を入れたいということをご組合で話してたということ。あともう一つは、檜山のナマコはやはりJ I登録をしているということで、ブランドになりますので、ここでも水揚げを上げたいということが一つ。それと新たな取り組みとしてはですね、江差の浜の人もそうなんですが、先ほどいった熊石地区、あるいは大成地区、ここの動向をですね、注視していると思います。ここの成否によってはですね、思い切り舵を切ってそちらの方に、ひやま漁協全体がですね、流れる可能性もあるということですので、まずは種苗あるいはこの2地区の成否をしっかりと見極めながらですね、時期が来た時には遅れないように準備を進めていきたいと思っておりますので、ご理解願います。

(議長)

いいですね。

はい。小野寺議員。

「小野寺議員」

もういいです。

(議長)

次。小梅議員。

「小梅議員」

私からは簡単なことです。

今年のニシン漁はどのようになっていますか。

それから、やっぱり懇話会の資料を読ませて頂いて、漁業関係者から出た意見なんですが、ニシンの地産地消をするのであれば、どのように手を加え、どのように町内で消費してもらおうか考えていかななくてはならない。こういう意見が出てまして、それを私方もつくづく、今までも考えてたことでした。これは特別な人がやることじゃなくて、誰でも出来る町内皆さんで消費していくということなので、それに対して何かお考えございますか。

(議長)

はい。産業振興課長。

「産業振興課長」

まず、ニシンの水揚げでございますが、今現在5トン程度で、昨年と同程度の水揚げがされるということを組合から聞き及んでおります。

それとニシンの活用、消費でございます。走りと匂と名残というものがあまして、2月これを走りです。この江差の檜山の江差の沖が一番最初なんだろうなと思ってます。これが3月、5月になると、実は小樽後志取れてくると、江差のニシンも値段が下がるというそういう仕組みになっています。函館教育大学の方でニシンチャレンジカップといった形で、ニシンの新しい食し方をしているというお話を聞いていますし、食べ方については骨がうるさくてですね、生のまま、今の若い奥さん方中々買っていけないって話もありますので、実は今ふらっと江差さんの方と連携しながら、フィレにしたものを安価で販売するという取り組みを今、5月くらいには、そういう形が見えてくると思います。

それともう1つは食し方として、王道とチャレンジといった形で、例えば王道であれば三平だとか、身欠きニシンとか、チャレンジであれば、それをハンバーグにしてみましようとか、サンドイッチにしましようとか、いろんな取り組みをですね、少し考えていければなと思っておりますのでご理解願います。

「小梅議員」

はい。

(議長)

いいですか。

「小梅議員」

はい。わかりました。

(議長)

はい。他に、質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

ありませんので、農業委員会、産業振興課所管予算並びに関連議案についての質疑を終わります。

1時まで休憩いたします

休憩 12:04

再開 13:00

(議長)

会議を再開いたします。

追分観光課所管の予算並びに関連議案について、一括補足説明を求めます。

追分観光課長。

「追分観光課長」(補足説明)

お疲れ様です。

それでは、私の方から追分観光課所管の予算について、説明をさせていただきます。予算書96ページから、101ページの中で、観光費、追分会館管理費、追分振興費、山車会館管理費が、それと、予算資料の13ページ、No.237から255が当課所管の事業となっております。説明につきましては、予算資料に基づいて、説明をさせていただきたいと思えます。

まず、No.237の古くて新しいまち江差観光振興事業につきましては、アンテナショップぷらっと江差を含めた、北海道江差観光みらい機構への補助金、及びワンストップ窓口の整備促進に係る経費の他、新たに今回、町内の観光消費額や地域への循環を把握するための分析調査を実施するための経費として、120万円ほどを計上してございます。本調査につきましては、北海道教育大学と連携し、実施する事といたしまして、調査結果につきましては、江差観光みらい機構のDMO法人の本登録に向けた指標の設定にも活用して参りたいと考えてございます。

続いて、No.238のかもめ島活用観光振興事業につきましては、かもめ島での映画上映という事で、今年度、地方創生臨時交付金を活用して、実施した事業でございますが、引き続き、来年度、実施をしていくものでございます。

続いて、No.239の日本遺産地域活性化事業につきましては、平成30年度から、運用しております、VRによる体感コンテンツの保守点検に係る経費が、当初、3年間、無料でありましたが、次年度より、経費負担が発生する事から、新たにこれらの経費も計上しております。

また、日本遺産を広くPRしていくという事で、函館市でのPR事業を実施する経費として、こちらも計上してございます。その他、240から249の観光費に係る継続事業につきましては、内容につきましては、例年と大きく変わりございませんので、割愛をさせていただきますと思えます。

続いて、No.250の追分会館非常用照明設備でございます。こちらは、追分会館の非常用照明が経年劣化によりまして、14か所のうち、8か所が不良となっており、残る6か所につきましても、経年の劣化が見られる他、交換部品もなくなっているという事から、施設の安全管理の確保のため、これらの全箇所、改修を行うものでございます。No.251番の東京オリンピックパラリンピック江差追分プロモーションでございますが、これまで、オリパラの開閉会式での江差追分の披露につきまして、目指して参りましたが、新型コロナにより、大会が延期となり、開閉会式での簡素化などによりまして、これらの機会というのが、できなくなりましたが、この度、札幌市でのサッカーやマラソン競技の行わ

れる事に伴いまして、オリンピック開催期間中に札幌市の道庁敷地において、PRイベントが実施されるという事から、この中で江差追分の披露を行う事として、予算を計上しているものでございます。

続いて、No.252番の江差追分会館運営補助でございますが、江差追分全国大会の開催に当たりまして、コロナ対策に万全を期すためのマイク消毒などの対策経費を追加した事によりまして、昨年度より、260万ほど、増額となっているものでございます。

以上、簡単ではございますが、追分観光課所管予算の説明とさせていただきます。ご審議方、よろしく願いいたします。

(議長)

説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

飯田議員。

「飯田議員」

北海道江差みらい機構の関係で、2、3、伺います。資料頂きました、決算をもとに新年度の予算の関係を伺います。

事前に打ち合わせもいたしましたけれども、直接、補助金という格好では、今言いましたように、3、857万。あとですね、例えば間接補助の関係で、事業を含めて委託している部分、事業何本でいくらの補助金が入っているのか。これがまず1点目お伺いします。

それとこの決算書を見てですね、大変な利益が、結果的に利益が出ている。ただ、町の補助金があってこそその利益だというふうに思うんですね。当然、利益を出す、社団法人ですから利益を出す目的の法人ではない訳ですから、我々、普通一般の法人とそれは意味が違いますから、だけどやっぱり、毎月おそらく財団から資産書が上がってくると思うんですね。決算の2、3か月前には、ほぼ決算の数字が想定され、どのくらいの利益が出て、当然利益が出れば各種税金払う訳ですから、せっかくやっぱり、町の補助金を入れてですね、当期利益、前の決算ですけれども、税金、極力節税をして、町の補助金をやっぱり削減するような方向性をもっていく必要があるのではないのかなと考えます。それが2点目と。

これ今、出来れば、この法人もですね、将来的には自走化、単独で補助金を見込まなくても、運営出来るような組織になればいいんですけども、社団法人ですから、当然町の補助金が入らなければなかなか運営が難しいと。ただやっぱり減らしていく、補助金は減らすような努力を、やっぱりしていかなければならないと思うんですよ。これは課長の段階で答弁は難しいかも知れませんが、だいたいどのくらいを目途にですね、自走化の方向、出来る見通しなのか。もし、町長理事長ですけど、お答え出来るのであればお答え頂きたいと思います。

この3点お願いします。

(議長)

追分観光課長。

「追分観光課長」

飯田議員の方から3点ほどございました。

まずみらい機構への直接的な補助事業ですとか間接事業ということでございますが、今回資料にあります元年度につきましては、みらい機構が初年度ということで、令和元年度からスタートということの最初の決算にはなるんですが、まず元年度につきましては、町からの委託事業ということであったのが、1つはポータルサイトの運営ということで、町の観光ポータルサイトの運営ということで、作成運営です。それと、日本遺産の関係とニシンのぼりの掲揚の業務ですとか、それらを基にした体験コンテンツの、日本遺産のPRイベントの事業ですとか、こういったものが、まちづくり協議会で行っていた日本遺産の事業の中からの委託ということで、日本遺産のPRイベントですとか、それを基にした体験コンテンツの業務、それとそのポータルサイトのインバウンド化に向けた英語化の事業ということで行っております。その他にも姥神の、山車の追跡調査の委託ということで、全体で決算書の方にありますが、822万6千円という金額は、町もしくは協議会からの委託事業ということで捉えて頂いてよろしいかと思えます。

それで、令和2年度、今年度につきましては、全体的な日本遺産の協議会の中の補助事業も終わっていますので、ワンストップ窓口業務ということで今年度やりますが、これにつきましてはポータルサイトの運営と、それと観光客からの問い合わせ等をやるワンストップ窓口の構築ということで、それを合わせての事業となりますので、基本的にはまずはポータルサイトの運営ということを引き続きやっていただいております。

それと日本遺産のPR業務としての、合わせて体験観光ですとかそういったものに取り組みということでの委託を今年度行っております。

その他、今年度につきましては、かもめ島のミニシアターということで、地方創生臨時交付金を活用した事業の、これは補助金という形で事業の実施を頂いております。

あと、その他、追分観光課所管ではないですが、産業振興課の所管の中での生産者応援拡大事業ということで、Webショップの運営の方も、そちらの方を受けているということで、今年度はそういった事業をまず行っているというふうになっております。

それと、2問目の利益の関係ですが、先ほど申しましたとおり、まず今回初年度ということで補助金をあてがいがいまして、今回運営をしてきたと。で、全体的な利益ということで出ましたけども、委託事業と補助金とぷらっと江差の少し売り上げというところがあるんですが、初年度それを補助金でやった時に、それぞれの委託事業の中からも人件費分としては計算して、最終的な補助金についてはそういったところも調整して減額はしております。ただ、決算上で最終的に残った部分につきましては、初年度で元々資金がゼロということがありますので、今後の運転資金としての部分で令和元年度の方はちょっと残させて頂いたというのが実情でございます。

ただ、今年度以降の部分につきましては、今回、今年度の状況を見ますと、今このコロ

ナ禍の中でぷらっとの売り上げ等も非常に落ち込んでいるという状況の中で、この繰り越した分については、今現状で、まだ決算上の部分は出てきてませんが、持続化給付金等も受けている分あるんですが、それで大体何とかちょんちょんになるか、なんとかその程度を保てるかという状況になりますので、ちょっと今回は厳しい状況になりますけども、この後の運転資金も含めてですね、ある程度その部分は残していきたいというふう考えています。ただ、先ほど申しましたとおり、そういう委託事業ですとか、売り上げそうった利益の部分で、今後の部分についてはそういった町からの補助金という部分は、そういったところでの調整での減額というか、最終的には補助金の確定の段階で調整をさせて頂きたいというふうに考えてございます。

それと節税の部分も出ましたけども、今回二百万ほど法人税、法人事業税かかっていますけども、これらにつきましては、法人の形態の部分で結構大きくかかった分あるんですけども、そういったところの役員の数ですとか、そういった部分での不利益がありましたので、そういったところを改善してなんとか節税に努めるということで、取り組んでいるということでご理解を願いたいと思います。

それと3問目の自走化という部分ですけども、非常に今の段階で、今利益が上がる部分というのはぷらっと江差の部分が、大きな部分を占めますが、今後みらい機構が色んな体験観光、旅行商品の販売等々含めて行っていったにしろ、すぐにはそこから大きな利益が生み出して全体をカバーできるという状況には、今しばらくかかるのかなというふうに思っています。ただ、少しでもそういった中で売り上げを伸ばしながら、利益を取りながらということで、少しでも町の補助金を少しでも減らしていきたいという思いでは我々も取り組んでいるということでご理解を願いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(議長)

はい、飯田議員。

「飯田議員」

新年度含めると1億以上の補助金が入っていく組織団体なんですよ。江差町全体の予算から見てもですね、結構な補助金の負担額になると思うんです。ただやっぱり大事なことは、このみらい機構が本当にワンストップ窓口、江差の観光の前面に出て観光客を誘致してお迎えすると。ただ今年度と来年度はですね、おそらくコロナ禍の影響で、新年度もですね、我々も色々事業をやってみて相当厳しい部分は想定しなきゃないなというふうに思っています。

その中でちょっとこまい数字なんですけども、この決算書を見ますと、役員報酬というのが一切出てないんですけれども、役員おりますよね。その辺のところはあくまでも役員報酬ではなくて給与という形で支給したってことなんですか、この決算書の数字でいくと。それ1点だけ。

(議長)

はい、課長。

「追分観光課長」

役員報酬という形では入っていません。当時役員としてこの元年度の段階では、理事長で江差町長が代表理事としておりますけども、役員報酬というのはありません。事務局長と社員につきましては、この中での給与という形の中でなっておりますので、ご理解をお願いします。

(議長)

いいですか。

はい、次。小野寺議員。

「小野寺議員」

観光関係で、大きくお聞きしたいと思います。

町長の執行方針に、執行方針の4ページ目に、観光の関係で、今のコロナ禍の中ではなかなか大変だと、当町に足を運んで頂くための対策を進めて参りたいということで、これは単に観光だけでなく、産業課、商工振興との兼ね合いもあるのかも知れませんが、とりあえずこのこの場でお聞きしたいと思います。

まず1つ。何回か出させてもらってますが、懇話会の中の観光業関係団体の中でも出ております。私もこの間、強く思っているんですが、なかなか遠い所から呼ぶ、この町長の言っている本当に足を運んで頂くというのが、この言葉だけは良くわかりませんが、従来の観光ということではなかなか難しいということは、当然町長の執行方針の中にも踏まえてのことだろうと思うんです。懇話会にもある、本当に近い所、近隣町との交流、それが単に交流というよりも観光まで広げて、日帰り観光と言いますか、もうちょっと突っ込んでいったら、感染症対策をしっかりとやれば、場合によってはこの近間で少し、そうですね、奥尻、せたなで1泊だとか、この前テレビ見てびっくりしたんですが、道内の高校が、道外、本州の方に、高校生の修学旅行で、当初4泊5日を3泊4日に変えたけれども宿泊をした修学旅行を実施したと道立高校。本当に、その感染状況にもよりますが、私はギリギリ、これは本当に対策ということも大前提だし、道南全体の感染状況も踏まえてという大前提でありますし、私の何回か質問している検査ということも含めてなんですが、今のようないかなる状況だったら本当に日帰り観光、場合によってはなかなか江差の町民の方が奥尻に行くということもない、せたなだってそんなに行くということもない。でも、行くばかりじゃ駄目ですから、交流、いやいやせたなの人達もどうぞ江差に来て下さいと。これは純粋に民間だけではなかなか出来ない話ですので、何らかな、観光協会なり、場合によっては商工会なり町も含めて、そういう仕掛けも作った、そういう交流、日帰り観光、そういうことをやっていかない限りは、下手したら、今年来年こういう状況が続くかも知れない。変異ウイルスがどんどん北海道でも広まっているかも知れない。そういう点で、この町長の言っている、当町に足を運んで頂くための対策というのは、まずは近間観光、そこ

をひねって、頭をひねってやっていくということが、他の団体との連携の中で私はぜひ、進めて欲しいと思いますが、ここの観光、追分観光課の中で、質疑をさせてもらいました。これが1点目。

それから、併せて2つ目で、これで終わりますが。これも懇話会の中で出ていたことなんですけれども、産業課の中で聞こうかなと思ったんですが、時間もなかったんで聞かなかったんですが、観光コンベンション協会のやっている、いろいろ今回事業、説明、今ありました。懇話会の中で商工会との連携、確かに良く見ると、例えば会員というんでしょうか。それから、関係者、いろんな団体、かなり似通っている部分もあります。それから、一年間通したいろんな事業見ても、本当にこれ、全部とは言いませんが、商工会、観光協会、一緒にやれば、より効率的、経費節減、実質的にそういうところで一緒になっている団体がありますから、商工会も観光協会もある程度一緒という側面ももしかしたらあるのかも知れませんが、意識的にそれを従来以上にやっていくと。そうすると、今、コロナ禍の中でも、さっき言ったいろんな交流、それから日常の町内での事業も、さっき言った効率的、経費的削減、経費の削減も繋がるんじゃないかなというふうに思います。

改めて、この点についても、この観光課の中で、追分観光課の中で質疑したいと思います。この2つです。

(議長)

はい。追分観光課長。

「追分観光課長」

小野寺議員のまず1点目の部分ですが、近場の観光ということでございます。実際に今、本当に観光客が元々この日本遺産とかやる段階では、東京オリンピックの関係で増やしてくる。で、そういったインバウンドとかに向けていくということで、これまでも東京の方での商談会ですとか、インバウンドに向けた取り組みを進めてきた経過はございます。で、こういうコロナ禍の中で本当に遠くから来るというのは難しいんだろうなということで、以前にも申し上げましたけども、やっぱりこの近隣の方々をどうやって呼び込むかということが、多分近道なんだろうというふうに考えてございます。その中で、色んな施策はあると思うんですが、例えば今年度江差観光コンベンション協会さんの方に委託をしておりますけども、夕日のフォトコンテストの様な形でこのコロナ禍の中でも、江差のそういった魅力の中で何回でも足を運んで、その自然を活かした中でですね、色んな経費をかけずに来て頂いて楽しんで頂くということのコンテンツも出来上がってますし、来年以降も協会の方でもそういった形のを続けていくということでありますから、そういったものをですね、また広くPRしていきたいというふうに考えてございますし、あとは昨年、先ほど言いました映画の開催、かもめ島に足を運んで頂いて、少しでも来ていただくと。特にこの2点につきましては、夜ですとか夕方という期間でやりますので、できればそういった形で遠くからきた方については1泊をして頂くですとか、夕方来て頂いてちょっとご飯を食べて頂くとか、少しでも経済活動に繋がればということでの開催をしているものでござ

います。

また、来年度の事業の中で予算にもあげてますが、日本遺産のPRということで、これも色々これまで色んな首都圏の方でのPR等も行ってますけども、来年度につきましては、この近隣でもう一度やっぱり見直してもらおうとか、注目をしてもらおうとか、函館圏でのPRというような形もやりながら、この近隣の中でやっぱり江差をもう一回再認識をして頂いて、こちらに呼び込むということを取り組んでいきたいというふうには思っています。

また、先ほど奥尻、せたなのお話しが出てましたけれども、今北海道観光みらい機構の方で旅行業の取得をして、色んな今度はツアーの造成等をですね、図っていくという中で、今一つ計画をしているのは、先ほど言いました奥尻とのミニツアー、行ったり来たりということになりますけれども、そういったところ、旅行業のそういったものですね、1つ、まだスタートはしてないという状況になりますから、みらい機構の自分達でのこういった形でできていくかということでの、まず試験的な部分になるかもしれませんが、そういった奥尻町とのミニツアーですとか、あと今、函館バスさんで出してます道南フリーパスという、道南をバスに乗って1日中できるというやつも、今まで函館の方でしか販売できなかったんですが、今みらい機構の窓口でも販売できるようになりまして、そういったものを例えばネットで予約をして使えるようにするですとか、そういったものを商品化をしながら、売り出していくということも今みらい機構の方でも取り組みを進めているということで、なんとかこういう近場の中でですね、まわって頂けるようなものを少しでも、みらい機構も活用しながら少しずつ進めていきたいというふうに考えてございます。

それと2点目の部分ですが、観光協会ですとか商工会の連携の部分ということでありますが、令和元年度において観光協会ですとか商工会、歴まち商店街組合の方とも、色んなそういう懇談を持ちながら連携してできないかというような形の中で、懇談会を3回ほど開催をしてきてございます。そこで具体化をしているものではございませんけども、令和2年度につきましてはちょっとコロナの関係で中々ちょっとできなかったんですが、そういった中で一緒に何が出来るのかということをお互いに協力しながらですね、出来るものをまず懇談をしていきましょうということでやっていますので、こういったものを引き続き取り組んでですね、中で協議をしていきたいというふうに思っています。

今回2月に中止になっているなべ祭なんですけど、こちらも今回外でやりますよと、バル方式でやりますよということで協会の方で出してますけども、商店街の振興ということも含めてですね、商工会と協力してやろうということで進めてたんですが、中止になったということでございますが、そういったことも含めて、お互いに色んな事業の中で協力をしながらということは進めてきてまいりますので、これも含めてですね、今後こういう懇談会を通じてですね、お互いにこういったことができるのか、やっぱり協議を進めながら、町も含めてですね、連携してやっていきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

「小野寺議員」

はい。議長。

(議長)

はい。小野寺議員。

「小野寺議員」

2つ目の、2つの団体の連携。これは本当にコロナのこの関係が終わったとしても、終わったとしても、これは私本当に人口が少なくなった中で、20年前30年前のような状況で、2つの団体が切磋琢磨でやるということは本当に出来るのかと。人口がこれから、6千5千、やはりそこはしっかりと、お互いの連携通じながらですね、私は必要なのかなと、これはよろしいです。

で、1点目のことなんです、確かに課長おっしゃった、色んなメニュー、それは去年からも含めて説明聞いておりますが、それはそれで一生懸命やってもらいたい。これはでも、江差の町民が結果的にそれで、パックかなんかで行くかとかですね、函館だとか、近間の人達が江差で頑張るから来てくれるか。それを、それはそれでわかりますし、十分にまたやってもらいたいと思うんですが。その手前の交流、この交流というのは言葉としてはなかなか定義難しいのかも知れませんが、交流というのは黙ってたって出来ませんよね。それぞれ町民が自主的にくる、その1歩手前、交流ということになると意識的に組織して、それが公的なものか、色んな町内会等が積極的にいろんな政策の中で、せたなにちょっと1日帰りで行って来ましようとか、ということのインセンティブと言うんでしょうか。何かそういうものがない限り、なかなか出来ない。奥尻に行くとするば、日帰りというのはちょっと今駄目でしたっけね。1泊だとかも含めて、何らかな、行政もしくは団体が音頭としてそういう交流も出来ると、それが近間の観光に波及していくかも知れない。黙ってたって、なかなか1人がですね、せたなに行きましょう、一人というか家庭でもいいかも知れません。友達同士でせたなに行きましょう、奥尻に行きましょうたって、なかなか難しいかなと。やはり、今のコロナの中でもこうやってやれば大丈夫だと、そういうものを行政、もしくは観光協会からも作って行く。それが交流だと思うんですよね。その点どうでしょうか。私はこれで終わります。

(議長)

はい。追分観光課長。

「追分観光課長」

交流という部分で、事前の部分ですけども、先ほどもちょっと申し上げたその奥尻のミニツアーの関係なんかも、色んなその団体が動いている中で、みらい機構がそこを主体的にやりますということで先ほど申し上げましたけども、1つは今みらい機構の中でもそういったものを模索しながらということで、ワンストップの窓口も作っているという状況ありますけども、自らまずそういった商品をどうやって販売していくか、旅行業ですから商

品販売だけではなくて、そういった相談、着地型の商品ということの構成もできますので、まずはそういったところからですね、1つ組み上げていきたいということと、このミニツアーをベースとしながら今それ以降ですね、今度は函館の発着型のものを商品として売り出していくということで、今みらい機構の方でもそういった取り組みに向けて協議をしているという状況でございます。今言ったように例えばせたなに行くだとか、そういったものについては、例えばみらい機構から提案するだけじゃなくて、例えばその団体なりこういったものがやりたいということで、例えばみらい機構を介してそういった旅行を組んでもらうだとかということも含めて、これは進めていきたいというふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

(議長)

いいですね。

次、室井議員。

「室井議員」

何点か、まず質問させてもらいます。

まず、最初にですね、かもめ島活用観光振興事業に関連して、日本財団からの2,400くらいというのは、これは確定されたんでしょうか。良かったですね。それでですね、2月19日に全員協議会で資料頂きました。マリンスポーツ事業ですね。これは島の上ですね、固定した、例えばコンクリートの箱のようなものを作らない。そこでキャンプとかいろんなですね、事業が今年やりますね。これ非常に私すごくいいなあと、これはちゃんと評価したいと思いますよ。こういう事業をやっていくこと。そして是非ですね、こういう事業をただやるのにですね、他の関連する事業ありますね、例えば、かもめ島の上の映画の上映、それと巨大スクリーン設置、これ映画ですか、これ。それから大型ニシンのぼり。こういう事業も含めてね、関連してね、ある程度計画立ててですね、場所も含めて、時期も含めてですね、ロングランでやっていくという方法を検討した方がいいと思いますよ。

それともう1つ。海水浴場1,100万ぐらい予算見えています。こういうのを組み合わせ非常に大事でないですか。と私は思います。そしてこの、見てびっくりしたんですけど、これはこれ江差で実際に去年これ撮ったやつですか撮影。写真は。ここに非常にいいですね、建物バックに入れないで、これ臨時で、グランピングこれやったんですね。仮設のテントですね。ここに泊まれるんですね。こういう人が入ってね、夕日を眺めている。人がいて、これ皆感動すると思いますよ。江差の人でなくて。別に夕日は真っ赤でなくてもいいですよ。これまさに夕暮れ時、これプロに頼んだんですか写真。これ課長きちっと答弁して。この写真。テントでベンチで座って夕日見てますね、夕焼け。これどっかに委託したんですか。これ凄くいい写真だ。私感動しましたよ。しばらくぶりにいい写真見たなと思ってました。だから、こういうのも含めてね、課長、あなた答弁する時ちょっと早い。早口、聞こえない。ゆっくり自信持って、ごつごつごつ答弁して下さい。私は珍しいです

よ、いい事業だって。問題組み合わせなんだ。組み合わせ。今、もう一度言いますよ。江の島構想の全体像出来るまでの間、これはこういう賑わいをやっていくと。要は、問題は時期と場所。そういうことを含めてね、しっかり検討した上で、早くやるものを、先行してやるものあるだろうとけどそういうものも含めて、きちっと1年間のね、計画をきちんと議会にも示してもらいたい。町民にも早く周知させる必要がありますね。そういう問題含めてですね、今、ランダムに質疑しましたが、答えられる部分から順次結構ですから、答弁して下さい。以上です。

(議長)

はい。町長。

「町長」

室井議員から珍しくお褒めの言葉を頂いたんで、大変こう、感動しているところですけども、グランピング、マリンプングの日本財団の予算は、まあ町を通してではないですけども、観光協会の方に助成が決まったというところです。

去年の段階で室井議員から色々指摘をされながら、映画の上映ということもさせて頂いたんですけども、その頃からこういうマリンプングのようなことをですね、しっかり事業化をしていきたい。その一つの組み合わせの中で映画の上映ということも考えて、試験的にやらせて頂いたということです。ですので、当然今室井議員からご指摘のようにですね、こういうものをしっかり組み合わせながら、夏は、暖かい時期は外でもめ島の自然を楽しんで頂く。そして北の江の島構想の中で、冬あるいは天気の悪い時には屋内で楽しんでもらえるような拠点化ということを考えていかなきゃいけないのかなと、そして一年間を通してかもめ島周辺で江差で楽しんでもらえるような拠点を作り上げていきたいなというふうに思っています。

先ほども写真、グランピングのテントの写真のお褒めの言葉を頂きましたけども、あれば函館にいるカメラマン。カメラマンというかアマチュアなのか、の方の写真でですね、非常にその方も江差の夕日というものを感動して頂いてですね、その事業を行っていく函館のメンバーと一緒に来てですね、色んなことを体験して頂いているというふうに感じています。そういう意味では色んな面でこの江差の魅力、かもめ島の魅力、まだまだ発信できるしその魅力をいかに地域の経済に繋げていくか、そういうことをみらい機構を中心にですね、考えていかなきゃいけないなというふうに思っています。

先ほど飯田議員のご質問の中にも、みらい機構の自走化というお話がありました。まさにこういう事業をですね、みらい機構がしっかり稼げる、稼ぎ口の一つとしてですね、グランピングの事業を確立させて、なるべく町の助成を出さなくても自走ができるような体制を全力で取り組んでいきたい。私もその、行政だけではなくてみらい機構の側からですね、しっかり全力で取り組むように指示をしていきたいなというふうに思いますので、引き続きよろしくお願ひします。

(議長)

はい。いいですね。

「室井議員」

はい。終わり。

(議長)

はい。他に質疑希望ありませんか。

(「なしの声」)

(議長)

他に、質疑希望ありませんので、追分観光課所管予算並びに関連議案について、質疑を終わります。

説明員入れ替えのため、暫時休憩いたします。

休憩 13 : 34

再開 13 : 35

(議長)

会議を再開いたします。

建設水道課所管の予算並びに関連議案について、一括補足説明を求めます。

建設水道課長。

「建設水道課長」(予算説明)

ご苦勞様です。よろしくお願いいたします。

建設水道課所管に係ります案件につきましては、議案第6号の一般会計予算の他、議案第10号の公共下水道事業特別会計、議案第14号の水道事業会計及び議案第24号の町道路線の廃止についてまでとなりますので、よろしくお願いいたします。

いずれの会計につきましても、新規事業や主要事業に絞りましてご説明を申し上げます。

それでは、一般会計から説明を申し上げます。

まずは、歳出でございます、予算書は、100ページから111ページまででございます。8款土木費の1項土木管理費、2項道路橋梁費、3項河川費、5項都市計画費及び6項の住宅費の一部までが、建設水道課所管の歳出予算になりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、予算資料の方で説明させていただきます。予算資料は、13、14ページとなっております。予算資料番号261番、町道砂川4号通り道路改良区工事でございます。定例会資料は14ページのNo.14となります。砂川4号通りでございますが、来年度

以降、給食センターの建設計画もございますので、来年度の完成、供用開始に向けて、引き続き工事を実施して参ります。

次に、262番、町道五厘沢山崎線道路改良工事でございます。資料、同じく14ページの下段となります。こちらにつきましては、新規事業でございます、道路の総延長3,620mのうち、劣化の著しい、延長約1,200m、資料をお示ししておりますとおり、2つの工区について、改良工事を行うものでございます。また、本事業は、社会資本整備総合交付金を活用して、実施するものでございまして、来年度につきましては、実施設計を行った上で、一部工事を着手する事で考えてございますが、国からの内示額によりましては、事業料が減となる事も想定されるものでございます。

次に予算資料番号263番、町道円山団地3号通り道路改良工事でございます。定例会資料は15ページ、No.15となります。こちらにつきましても、新規事業として、来年度からとり進めるものでございまして、公共下水道の管渠整備工事に併せまして、実施する道路改良工事でございます。来年度につきましては、延長170mを予定してございます。下水道の進捗に併せ、3ヵ年計画としているものでございます。

次に、予算資料番号264番、橋梁長寿命化補修対策でございます。定例会資料は、16ページのNo.16となります。第3椴川橋の架け替え工事でございますが、今年度、用地確定測量調査と物件補償調査を実施いたしまして、一部、物件補償契約を取り進めたところでございます。来年度につきましては、残りの用地買収、物件補償等を行いまして、橋梁下部工、いわゆる、橋梁の橋台橋脚などの工事を実施する事としてございます。こちらにつきましても、補助事業でございますので、国の内示額如何では、事業料が減となる事も想定されるものでございます。

次に、予算資料番号270番、小型ロータリー排雪器等整備でございます。定例会資料は、17ページのNo.17となります。歩道用除雪機の購入でございます、購入から15年を経過する機械の更新でございます。

次に、予算資料番号272番、普通河川豊部内川浚渫工事でございます。定例会資料は、18ページの資料No.18となります。豊部内川の中で、中洲土砂の体積、草木等の繁茂が著しい、旧能登組から上流部、約延長300mにつきまして、浚渫工事を実施するものでございまして、事業期間については、2ヵ年を予定しているところでございます。財源につきましては、総務省の起債事業でございます緊急浚渫推進事業活用をして、実施するものでございます。

次に、資料番号295番、住宅費の江差町住宅リフォームプレミアム商品券発行補助でございます。今年度につきましても、商品券発行総額、4,500万が全て、完売しているところでございまして、来年度の商品券発行総額につきましては、5千万円を計上しているところでございます。

一般会計の歳入でございますけども、例年と大きな変更点ございませんので、詳細については割愛させていただきます。

続きまして、議案第10号の公共下水道事業特別会計の予算について、ご説明申し上げます。こちらにつきましても、歳出から説明いたします。予算書は、238ページからで

ございます。1項総務費の1目一般管理費の12節委託料の下水道事業法適用化委託でございます。こちらにつきましては、令和6年4月の移行に向け、本年度からとり進めているものでございまして、来年度につきましては、固定資産の調査を行い、固定資産台帳の整備を行うものでございます。

次に、240ページから241ページ、2項施設管理費2目下水道管理センター費12節の委託料の中の中央監視装置他更新委託でございます。資料につきましては、定例会資料の24ページ、No.24となります。下水道施設のストックマネジメント計画、いわゆる長寿命化計画に基づきます機器類の更新でございます。来年度につきましては、本年度に引き続き下水道管理センターの中央監視装置と汚泥脱水機の更新工事を実施するものでございます。中央監視装置については、来年度完成を予定してございまして、汚泥脱水機につきましては、本年度実施設計が完了し、来年度から2カ年の計画で更新工事を実施するものでございます。いずれの工事につきましても、下水道事業との協定により、取り進めるものでございます。

次に、3項事業費、1目公共下水道施設費、14節の工事請負費の中の江差1号枝線汚水管渠新設工事でございます。こちらにつきましては、円山地区の管渠整備でございます。定例会資料は先程の、戻りまして、15ページ、資料No.15でございます。先程、一般会計でも説明しました、円山地区の管渠整備でございます。今年度、実施設計が完了し、来年度より3カ年計画で管渠整備を実施するものでございます。総延長約480mのうち、来年度については170mと区間について、管渠整備を実施するものでございます。

次に、同じく、14節の工事請負費の新給食センター公設柵設置工事でございます。給食センターの建設予定地につきましては、公共下水道への接続が可能な区域となっておりますが、公共柵の設置がされていない事から、給食センターの建設計画に併せまして、来年度設置を行うものでございます。

次に、公共下水道の歳入でございますけれども、こちらにつきましても、例年と大きな変更点ございませんので、詳細については割愛させていただきます。

続きまして、議案第14号、水道事業会計でございます。予算資料につきましては、別冊の江差町水道事業会計予算になります。

最初に、予算書9ページの資本的支出の1目1節排水設備拡張費の中の新規事業でございますけれども、先程来、説明しております円山地区の公共下水道の管渠整備と併せまして実施する老朽管の更新工事でございます。資料は、先程と同様、15ページの資料No.15でございます。公共下水道の管渠整備工事と計画同様、3カ年で実施するものでございまして、来年度につきましては、748万円を計上しているところでございます。また、本年度実施設計を終えております朝日地区の老朽管更新工事につきましても、来年度から着手する事としてございまして、こちらにつきましても、3カ年計画で実施するものでございます。来年度につきましては、1,540万円を計上しているところでございます。また、砂川上水場屋上防水工事も予定してございまして、こちらにつきましては、平成13年度に完成した、砂川上水場でございますが、20年が経過し、屋上防水が劣化によりまして、雨漏り等が発生している事から、2カ年の計画で、防水工事を実施するものでございます。

来年度につきましては、1,980万円を計上しているところでございます。

以上が、建設水道課所管の予算に係ります説明となります。

最後に、議案第24号、町道路線の廃止についてでございます。議案書の103ページ、定例会資料No.2の151ページの資料No.34となります。路線番号231号、路線名は南が丘歩道橋通り、区間につきましては、起点が南浜町386番地3地先から、終点が南が丘7番地156地先までの延長55.3mでございます。今回の廃止でございますが、一昨年のJR廃線後の道路整備として実施いたしました、南が丘団地22号通りが完成し、供用開始された事に伴いまして、通行止めとしておりました、南が丘歩道橋でございますが、本年度、解体撤去工事を実施しました事から、町道を廃止するものでございます。

以上が、説明となりますので、よろしくお願い申し上げます。

(議長)

以上で、説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

小野寺議員。

「小野寺議員」

上水道と公共下水道、ここに関してお聞きしたいと思います。

それで課長、実は私、この質疑するにあたって、この間のいろいろ調べてまして、課長、ホームページに経営比較分析表が載っております、私時々これを眺めていまして、今回改めて、少し過去に遡って、全部ホームページに載ってますのでね。10年ぐらいの上水道、下水道のを見てましたし、今回もそれを見ながら質疑をさせていただきます。前段に、いずれにしても、この分析表を見ると、端的に言って本当に数字だけから見ると厳しい。この10年間見ればですね。本当に厳しい。ですから、これから、どういう展望がもてるのかという意味合いも含めて、質疑させていただきます。

それで、まず上水道なんですが、実は、考えている時に、美唄で課長ご存じのとおり、断水、かなり広範囲に断水がありまして、さらに、少し水通ったと思ったら赤水が出て、それはまずそれでまた大変な状況になりました。たまたま、私の身内と言いますか、親族も含めてたくさんいるので、かなりのこと情報は入ったんですが、これ江差と似てるなど、表面的な部分もあるかも知れません。それで、まず1つとして、ああいう状況になった場合に、つまり断水になった時に赤水、江差でも起こり得るのか。まずその点教えてもらいたい。

それから、上水道でもう1点なんです。今、江差町は水道ビジョンということで進めてきております。10年間を見ると、なかなかなかなか厳しい部分になっているなという気はしているんです。この数字だけで。結果的に、住民からいくと、料金とにかく高い。この数字見たら高くても当然かなというふうに気がするんですが、この水道ビジョンを進めてきて、結果的に今後、高い水道料が少しでも低減になるのか。という部分をお聞きしたい。下水道料金と併せて使っている世帯は本当に大変な料金、負担になっております。そうい

う点でまず上水道にことについて、この2点お聞きしたいと思います。

次に、公共下水道のことであります。これも、さっき言いました経営比較分析表、その10年の数字だけ見ると本当に厳しい、厳しいんですね。それで、この点について2つお聞きします。

まず、接続が本当に低いまま、このぼっと見ただけでも10年間は多分、これ数字が細かいんですが、接続率50%から60%の範囲内でこの10年間ほとんど変わってない。類似団体というのはこれありましてね、江差町と類似、似たような団体の所の下水道の接続率は、こんなに高いのかなと思うんですが、80%を超えているんですね。だから、同じような町村、もちろん地形だとか、いろいろ違いがありますから一概には言えないでしょうけれども、余りにも接続率の違いというのがあります。近間として、その解消がどういうふうになっているのか。最近も今下水道引っ張っています。今日、後で言いますけれども、円山の関係も併せてお聞きしたいと思うんですが、いずれにしても、あれ全部接続率が下がる方向の論議だろうと思うんですけども、接続率についてお聞きしたい。

それから、今後の展望ということに大きく関わってくるんですけども、未認可区域まだあります。本当にこれどうするのか。江差町の人口がもう残念ですが、なかなか食い止められない。そして未認可区域ということは、この町場よりもっと人口の密度が低い所ですから、同じ管渠引くにしても、悪いんですが、単価としたら凄いい効率が悪い所。だからそのまま料金に跳ね返ってくる。跳ね返ってくるということになるんですけども。合併浄化槽の方がね、ずっと経費は、単価としたらもう安くなると思うんです。もちろん、背景としては、都市計画区域だとか、いろんな課題がありますから、そう簡単にいかないというのは、この10年15年論議していますからわかりますが、それを考えたとしても、本当に公共下水道引くの。もう早く合併浄化槽に転換しないと、ただただただ、このさっき言った数値がどんどん悪くなる。というふうにならないのかなというのが、2つです。

で、最後に、宿題で課長の方に伝わっているかと思うんですが、今日も財政課長いらっしゃいますけれども、円山地域に公共下水道を今回引きます。結果的には、円山第2団地は供用廃止するので下水道は繋がらないと、それはわかりました。ただし、法律に基づけば、大家たる江差町は町営住宅に繋ぐ義務がある。ただし、特別の場合ほうんぬんかんぬんとあるんで、そこをしっかりと、客観的に説明付くようになっているんでしょうかということ宿題として残しました。その点についてお聞きしたいと思います。

以上です。

(議長)

はい。建設水道課長。

「建設水道課長」

小野寺議員から大きくは上水道と下水道2点、項目として、宿題も入れて5点のご質問でございます。

まずは上水道の美唄市のですね、今回の断水の状況、我々も新聞報道を受けてですね、

色々市ホームページ等から情報収集をしているところでございます。美唄市の状況を簡単に説明しますと、美唄ダムから取水をしまして、実は美唄ダムの標高がですね、240mくらいの位置にございます。今回の漏水については導水管の、いわゆるダムから浄水場までの導水管の漏水だということで、おそらく導水管にかかる水圧もですね、相当高いんだらうなということが想定されてございます。

それに比べましてですね、江差町の上ノ国ダムでございすけども、標高が80m、概ね3分の1程度となっております。砂川浄水場までの導水管についてはですね、耐震管で設置されてございまして、おそらく、全く大丈夫ということはございませぬけども、美唄市からみるとですね、発生リスクは相当低いのかなというふうに思っております。

ちなみに美唄市のホームページに導水管の耐震化率も出てましたので、それを見ますと18%ちょっとと、うちの方はですね、まだ五厘沢廃止してませんので70%弱なんですけど、五厘沢を今休止に向けた動きをしております、五厘沢が抜けたとすればですね、95%程度の耐震化率になるものでございすので、ご理解を頂きたいというふうに思っております。

それと赤水ですけども、赤水の発生についてはですね、あれだけ長期間断水しますと、給水管の中がですね、空の状況になってると思います。その期間が長く続きますとやはり赤錆が出てですね、発生がしやすくなると。ただ、あれだけ長期間になるとうちの町でもですね、当然赤水の発生というのは考えられるだらうなというふうに考えてございます。

ただ、規模が小さい断水なんかがある場合についてはですね、途中で排泥作業と申しまして、通水させる前にですね、水をある程度なげたり、それから通水させる区域をある程度絞りながらですね、徐々に徐々に通水させていくような対策も取りますので、小規模なものについてはさほど出ないかなと考えてございすけども、とにかく長期間になるとそういうことが想定されるものでございます。

それから水道ビジョン。水道料金の軽減ができないのかということですけども、27年に策定したですね、水道ビジョンに基づく、この間の動きとして若干説明させていただきますと、老朽する施設ですね、維持管理費であるとか更新費用を軽減させる観点から、これまでバイパス管の整備等によってですね、高区浄水場の給水を行ってきたところでございます。

それから、町長の執行方針にも触れてございましたけども、現在、五厘沢浄水場の休止に向けての管路整備であるとか、計装設備の整備を行っております。

水道料金の軽減の話でございすけども、水道会計は議員ご存知のとおりですね、砂川浄水場の建設整備を行った時の起債の償還が大きな負担となっているところでございます。今後10年程度でですね、その償還が終わるところではあるんですが、水道事業会計については一般会計からの繰り入れによって、これに頼らざるを得ない状況でございす。

それから、今後も継続的に進めなければならない老朽管の整備、あるいは残存する施設の維持管理だとか、計装設備については定期的な更新が必要になるものでございまして、また更に給水人口の減少等も考えますと、なかなか水道料金ですね、減額、軽減させるというのは今の段階では難しいのかなと考えてございすので、ご理解を頂ければなとい

うふうに思います。

それから下水道です。接続率の話でございました。27年度に管渠整備の工事をですね、再開をいたしまして、この間新陣屋団地関連、それから南浜町、これは南小路線でございます。それで今年度につきましては陣屋町南が丘について整備を実施しているところでございますけれども、少しずつではございますけれども、未普及路線の整備を実施しているところでございます。

事業再開後の、今年の部分はまだ工事やってる最中でございますので除きますけれども、これまでの5年間の接続世帯でございますけれども、全部で80世帯が接続されてございます。接続率で申し上げますと約60%という数字になってございます。

次に未認可区域の人口減少ということですね、今後合併処理浄化槽の方が有利ではということでございますけれども、下水道の計画区域については、270ヘクタールを計画区域としてございまして、その内認可を頂いている区域については130ヘクタールでございます。認可区域の下水道の整備の割合については概ね8割程度は進んできてございますけれども、今後もまだ2割程度残っている状況でございます。合併浄化槽となると所管も変わりますから、私の方から具体的なお話しはできない状況でございますけれども、我々の下水道の担当とすればですね、認可区域の整備が進むと認可区域の拡張、いわゆる下町地区のですね、拡張をどうするのかという判断もしなければならぬ時期がくるものと思っております。

公共下水道の区域についてはですね、議員ご存知のとおり、都市計画の用途地域が必然と下水道の計画区域になるものでございまして、拡張の判断については、それらの見直しの有無を含めてですね、総合的な視点で議論していかなければならないものというふうに考えてございます。

いずれに致しましても、現段階では認可の区域の整備がまだ少し残っておりますので、それらの事業推進をまず優先されるものと考えてございますので、ご理解を頂ければなというふうに思います。

それから最後に、円山団地の未接続に係る考え方でございます。昨日の財政課長の答弁でもございました通り、住宅の長寿命化計画においてはですね、令和9年度の解体となっているところでございます。それで、下水道法の中で水洗トイレへの改造義務につきましては、議員ご指摘のとおりですね、3年以内に改造しなければならない。また改造を命ずることができるとの条項がございます。その条項の中で、ただし書きがございまして、当該建築物が近く除却または移転される予定ある場合は、相応の理由が認められた場合についてはこの限りではないということで、下水道法ですね、11条の3の中でうたわれておりますので、令和9年度に解体する予定の住宅でございまして、この条項を根拠に接続しないということで考えてございます。

以上でございます。

(議長)

はい。小野寺議員。

「小野寺議員」

最後の部分は、法律には、私もただしという部分で、それは江差町としてもそこをしっかりと明確に位置付けていると、そういう確認でよろしいんですね。

「建設水道課長」

はい。

「小野寺議員」

よろしいんですね。わかりました。

それで、再質問。下水道だけについてだけお聞きします。

結局、課長申し訳ないんですが、今の論議は、この間、決算も含めてやってきているところです。ただ、違いは、問題は、あえて言うなれば、未認可の所も含めて、今後どうするのかという判断を、いつまでやるの、いつまで引き延ばすの。結局この問題は何かというと、認可区域でまだ公共下水道が供用開始していない区域、それから、そもそも未認可区域の部分で、もし家を建てようとしたら、結局、今合併浄化槽ですよ。合併浄化槽、本当にお金かかりますよ。そこが、もし都市計画区域でないとすると、国の方の補助金使おうと思ったら使える。江差町がそういう事業をやればという前提ですけどもね。今、都市計画区域だから合併浄化槽も出来ませんね。結局、新しい家作ろうと思っても、それだけ余分な費用がかかる。そういう補助事業を選択する市町村と、そうでない所の違い。これずっと続くということなんです。ここをはっきりさせなかったら、まだ残っていることが終わっていないから、もうちょっと判断は後なんですなんてね、それは江差町の都合はそうかも知れませんが、町長、副町長、これ家建てようと思ったらね、その判断って結構大きいですよ。これ、とてもでないけど、建設水道課長の答える範中じゃないんです。今、突発的に言った質問でもないです。これ、どっかでしっかりと江差町の方針を決めなければならない。この点について、こっちを見てお聞きします。

以上です。

(議長)

はい。副町長。

町長、やりますか。はい。町長。

「町長」

ご指摘の下水道の整備、あるいは未認可地域、それ以外の地域ということで、3つの段階があるのかなというふうに思っております。

そういう意味では、まず認可されている地域をしっかりと整備するというのが、我々の責務、第一義的な責務かなと思っております。

しかしながら、小野寺議員のご指摘は、それと同時に未認可の地域をどうしていくのか

ということも同時並行で考えていくべきだと、というような指摘だったかなというふうに思います。その問題意識は約10年前、新聞記者の時に記事にした覚えがあります。どうするんだという事を江差町役場に当時尋ねたところ、合併処理浄化槽への支援も検討というような記事も書いたなというふうに思いながら、10年間、私がこの立場になってからも7年経ちますから、その間、進めてこられてなかったというのは責任があるなというふうに思います。

ただ、その一方で、やはり下水道整備というのは、決して費用が軽微なものではない大きな事業です。そういう意味からすると、しっかり今認可されている整備を着実に進めていかなきゃいけない。そういう思いもあって休止していた下水道の整備を平成27年に再開をさせて頂きました。

で、それ以外の、例えば下町の愛宕、新栄、豊川の辺り、どうするんだということはずうっと私も問題意識の中にあります。じゃあいつまでそれを引き延ばすんだというような指摘もありますけれども、決して簡単に判断ができる状況ではない。何らかな場面で判断しなきゃいけないですけれども、もう少し財政状況を見極めながら、そして江差町全体の下水道あるいはそういう下水の整備のあり方というのを、もう少し議論をさせて頂いて、しっかり皆様にお示しできる段階になったらですね、ご説明をさせて頂きたいと思いますので、問題意識は私もしっかり持っていますけれども、今のこの時点でどうする。いつまでにと判断ができないというのは、大変申し訳ないですけれども、ご理解頂ければなというふうに思っています。

(議長)

いいですか。

はい。小野寺議員。

「小野寺議員」

わかりました。わかりましたが、私は、今後の方向性からいくと、どんどん人口が少なくなっているこの江差町で、いつまでも、都市計画区域に縛られる必要はないと思っております。これ、都市計画区域の大きな見直しをしない限り解決出来ない話なんです。ぜひ、その方向で、そのことも含めて検討して頂きたいと、回答はいりません。以上です。

(議長)

はい。意見として伺うと。

他に、質疑希望ありませんか。

(「なしの声」)

(議長)

質疑希望ありませんので、建設水道課所管予算並びに関連議案についての質疑を終わり

ます。

20分まで休憩いたします。

休憩 14:06

再開 14:20

(議長)

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

教育委員会所管の予算並びに関連議案について、一括補足説明を求めます。

学校教育課長。

「学校教育課長」(予算説明)

よろしくお願いします。

当課が所管します、教育総務費、小学校費、中学校費、並びに保健体育費の一部について、ご説明いたします。

予算書112ページからの1目教育委員会費、同じく2目事務局費につきましては、例年同様の内容となっております。

予算書114ページからの2項小学校費、1目学校管理費につきましては、昨年の当初予算と比較しますと、約2,800万ほどの増となっております。主な理由としますと、事業番号314番、江差小学校屋上防水改築整備という事で、令和2年度に実施させていただきました、江差小学校の正面棟の雨漏り改修事業に引き続き、両サイド、特別教室棟、旧幼稚園棟の改修を図るものでございまして、予算額は、2,829万ほどとなっております。同様に315番、江差小学校電気設備改修につきましては、高圧受電設備の改修が必要となったものでございまして、事業費は1,089万円となっております。また、318番、GIGAスクールネットワークシステム及び端末保守につきましては、令和2年度に整備いたしました、校内LAN環境整備の運用に当たり、システムの不具合等への保守を図るための費用としまして、118万ほど計上してございます。また、319番、学習活動等端末支援Webシステム導入につきましては、実際に1人1台の端末を運営するに当たって、教員が、子供達がどのような状況で使っているかを把握したり、また、教材を一斉に子供達に配布したり、それを回収したりする費用としまして、授業の支援システムの導入費用という事で、104万弱を計上させていただいたものでございます。

続いて、予算書116ページからの2目教育振興費でございますが、事業番号322番、英語指導助手更新、本年7月をもって現任者が任期満了する事に伴いまして、本国への帰国費、また新たな指導助手の来日費、さらには、オリエンテーション等に係る費用としまして、90万ほどを計上させていただいたものでございます。

続きまして、予算書119ページからの3目学校給食費につきましては、例年同様の内容となっております。

続いて、中学校費に移らせていただきます。予算書、同じく118ページからの1目学校管理費でございます。事業番号335番、336番につきましては、小学校の方と同様の内容となっております。

続きまして、予算書120ページからの2目教育振興費でございます。事業番号345番、中学校印刷機更新、こちらにつきましては、江差中学校の印刷機が導入後8年を経過して、非常に不具合が生じてきているという事で、印刷機1台を更新するための費用、95万ほどを計上させていただいております。

3目の学校給食費につきましては、大きな変更はございません。

また、予算書126ページからの1目保健体育総務費でございます。事業番号368番、江差町上ノ国町学校給食組合負担金、こちらにつきましては、新たな学校給食センターを令和4年8月から供用するに当たって、3年度につきましては、実施設計、基本設計、並びに工事着手するための負担金としまして、2億6,750万円ほどを計上させていただいたものでございます。

一般会計につきましては、以上でございます。

続きまして、予算書275ページからの江差町奨学金特別会計でございますが、こちらにつきましても、大きな変更はございませんので、説明は割愛させていただきます。

以上でございます。

(議長)

次に、社会教育課長。

「社会教育課長」(予算説明)

よろしくお願いたします。

それでは、社会教育課所管の新年度予算について、ご説明させていただきます。予算書では、120ページから129ページ、予算資料では、15ページ、16ページ、No.350番からNo.376番までの事業が社会教育課所管分となっております。

それでは、私の方からは、予算資料から、社会教育係、図書係、地域文化係、各係の新規事業等、主な事業についてのみご説明させていただきます。

予算資料の15ページをお開き下さい。資料No.351番の図書館資料整備についてです。この事業は、図書購入費が主な事業です。新刊購入として、年間約2,000冊の図書購入費と大活字本ワンセットの購入費となっております。新年度は、新たに児童生徒向けのポプラディア百科事典改訂版を購入する予定となっております。予算額は、362万6千円を計上しております。

次に、資料No.357番、文化会館西側屋上防水改修事業についてです。この事業は、昨年9月頃に2階のホワイエ、階段踊り場で雨漏りが確認され、また、11月以降にも、図書館海側窓上部の天井からも、雨漏りが確認されました。そのため、西側屋上海側一体の防水シートを改修する事業となります。昨年度、債務負担行為補正をお願いして行なった工事は、大ホール側屋上の防水工事で、772.8㎡でした。大ホール屋上と同様に、防水シートの耐用年数が14年程度となっていたため、平成2年度建築の文化会館は、築年数が30年を経過していることから、防水機能が維持されない状態となっております。

このため、626.1㎡の改修工事を行い、施設の維持及び図書館の蔵書、及び資料を

保管するため、防水維持機能、25年程度引き延ばす事を目的として実施いたします。予算額は、1,600万円を計上しております。

次に、資料No.358番の、文化会館ピロティ柱補修事業です。先程の説明と同じく、文化会館西側の箇所ですが、場所は1階ピロティの柱の亀裂補修についてです。柱につきましても築年数30年を経過している事から、鉄筋の腐食によるクラック等の外壁亀裂箇所が多数確認されました。特定建築物定期報告においても、是正箇所として指摘されている事から、リフリート工法により、柱については高さ5mが2本、鉄筋露出部は33箇所の改修工事を実施いたします。予算額は、136万9千円を計上しております。

次に、資料No.367番、旧檜山爾志郡役所、江差線展示新設事業についてです。現在、陣屋町にある旧JR江差駅跡地横の旧俵藤商店で、平成30年より、JR江差駅に関する資料を展示し、観光客に開放しておりましたが、展示開始より3年が経過した事から、江差町郷土資料館でもある旧檜山爾志郡役所の1室において、JR北海道より寄贈を受けた資料とともに、一括して江差線に関する展示を新設いたします。開設は、7月下旬から8月上旬頃を予定しております。予算額は、116万1千円を計上しております。

次に、No.369番、江差アミューズSEAフェスタ事業についてです。マリンスポーツに親しむ場の創出として、江差港マリーナを会場として、7月下旬に2日間開催する予定となっております。通称マリンフェスタと呼ばれる事業で、4年目を迎えましたが、昨年度は、新型コロナウイルス感染症拡大のため中止となりました。今年度は、コロナ感染が沈静化した際に、多くの参加者が訪れ楽しめるよう、体験種目の検討などを進めて参ります。予算額は、30万4千円を計上しております。

次に、370番、町内パークゴルフ場管理支援についてです。健康増進や地域コミュニティ向上の観点から、町内の3つのパークゴルフ場を管理する団体への支援として、補助金を交付いたします。予算額は、396万6千円を計上しております。

次にNo.373番、運動公園ロータリーモア更新についてです。常用のロータリーモア、いわゆる芝刈り機についてですが、平成11年度に購入し、すでに21年が経過しております。町民や球場の使用頻度が高くなっており、芝刈り機での作業が増大しております。これまで故障頻度が高く、都度修繕をして対応してきましたが、業務の効率が落ちてきた事や、交換部品が製造中止に追い込まれるなどの理由から、新たに購入するものでございます。予算額は、238万6千円を計上しております。

最後となります。資料No.375番、水堀町民プールボイラー配管等取替について、現在腐食が激しく、いつ穴が空いてもおかしくない状況である、キャッチャーの取替と安全装置部品に劣化が生じているシンク式ヒーターの部品取替を行い、温水プールとしての水温維持、及び安心安全なプール管理を行うため実施いたします。予算額は、94万9千円を計上しております。

歳入につきましては、昨年度と大きく変わっていることはございませんので、割愛させていただきます。

以上、簡単ですが、社会教育所管の予算説明を終わらせていただきます。ご審議方、よろしくお願いたします。

(議長)

はい。説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

小野寺議員。

「小野寺議員」

学校教育費2点と社会教育費1点お聞きします。

まず、学校教育ですが、これは従来から言っていることなんで簡潔にお聞きします。

まず、老朽教員住宅なんですが、今回、執行方針、予算書、見てもちよっと良くわかりませんでした。予算書では、風呂釜、畳購入等がありますが、これは入居されているところだと思うんですが、改めて、現時点でお聞きしたいと思うんですが、確か教職員住宅50戸くらいあって、その4割近くが老朽で入っていないはずですね。結局それどうするのか。全部壊すのか、一定程度壊して、一定程度はまた更新するのか。いずれにしても、改めて、このことについて、解体そして整備計画について、現時点で、お考えをお聞きしたいと思います。これが1つです。

2つ目。これも従来から言っておりますが、特別支援教育の支援員の件なんですが、今回、議会の方に毎年報告して頂いております、江差町教育委員会に関する事務の管理、執行状況の点検評価報告書。この中でも、これも多分前と同じような形で、改めて、この評価報告書の中で、支援員の増員を図ることということを改めて出ております。しかも、特に小学校における特別支援教育支援員の増員を図る事と。だから、確かに町の努力は、この間されているという事は十分に認識しておりますが、現状の、増加、その必要な生徒さんの増加から見れば、やはり足りないという部分については変わらない。私も何度もここで言っておりますが、この評価報告書でも、同じようなことが出ております。改めて、今年はなかなか難しいという事何でしょうか。今後の考え方をお聞きしたいと思います。

以上が、学校教育費であります。

最後。社会教育であります。

念願の学芸員が増員ということになります。本当に長年の、江差町としてのいろいろ検討してきたことが、今回叶うということになると。それで、改めて、担当課長にお聞きしたいんですけども、今まで、江差町でも、この間ずっと論議になってました、文化財の保護行政に関する事、特に博物館の活動、やりたくてもやれなかったことがあると思います。

それで、新年度も一定程度、頭出しの部分があるんでしょうか、緊急的にこの増員することによって、これをやっていくんだと。

また、中長期的にいうと数年間要するような、事業、文化財の保護、博物館の活動というのは、きっと課長あると思うんです。こういうことを展開していくとか、考えられる。その点についても、この増員という新年度の事業の中でのお考えをお聞きしたいと思います。

以上です。

(議長)

はい。学校教育課長。

「学校教育課長」

まず1点目。老朽教員住宅に関するご質問にお答えいたします。

現状、空いている教職員住宅につきましては、13棟22戸ございます。築年数にしますと、既にもう40年を超えているという状況になりまして、空きになってから相当年数が経っているということもありまして、改めて改修を図るのは非常に厳しいかなと思っております。

これらの空き住宅につきましては、いずれは解体をしなければならないだろうという認識を持っております。令和3年度におきまして、この解体に関する検討を加えさせて頂きたいというふうに思っております。

また、新たな住宅につきましては、特に管理職住宅の整備が急がれるかと思っております。専用の管理職住宅が無いのが、南が丘小学校、江差中学校となっておりますので、これらの整備につきましては、令和4年度でちょっとどうするかと、方向を検討をさせて頂きたいと、令和4年ですね、3年度につきましては解体の方向を検討。4年度につきましては管理職住宅の部分について検討をさせて頂きたいというのが、まず教員住宅についての答弁とさせて頂きます。

続きまして、特別支援教育支援員でございます。

こちらにつきましては、確かに普通学級でなんらかな配慮を要する児童生徒の増というのは、間違いない事実でございます。特に小学校においては増加傾向にあるということでございますが、現状、各学校に1名ずつの支援員を配置しております。この1名の体制が足りているか、足りていないかといいますと、非常に厳しいかなという認識は持っておりますが、なんらかの、いわゆる教員免許を持っているだとか、そういう資格を有する方が、やはりそういう職に就くべきという考えもございますので、誰か一人増やせばいいという認識ではないということでございます。

また、現状、コロナ対策ということで、学習支援員を各学校には配置させて頂いております。こういった学習支援員の有効活用も含めながら、更には学校の状況、要望等を踏まえながら、今後検討を加えていくべき事項かなというふうに考えてございます。

以上でございます。

(議長)

はい、次、社会教育課長。

「社会教育課長」

学芸員の増員が叶って、今後どのような業務を行っていくのかという質問だと思います。

令和3年4月からですね、神奈川県出身の学芸員1名を採用することとなりました。大学卒業予定者で、専攻は考古学です。これまでは歴史学専攻の学芸員、うちの宮原は歴史学の方を専攻です。1名で文化財保護や博物館活動、そして文化振興を担ってきておいて、特に埋蔵文化財の分野に手を付けることがほとんどできませんでした。で、新採用の学芸員には専門的な知識に基づいて、埋蔵文化財の分野において活躍してほしいと考えております。

では、どのような仕事になるかといいますと、埋蔵文化財構造地の再確認作業。これは何をいいますかといいますと、現在江差町内に65か所の埋蔵文化財の構造地がありまして、土地の開発行為を行う場合には、埋蔵文化財の保存について確認する必要がございます。構造地への登録から年月が経過していることもあって、土地の所有者も自分の土地が埋蔵文化財構造地に登録されていることを知らないケースが多々見受けられます。そのため、埋蔵文化財構造地の現状確認をしながら、土地所有者への連絡を行いたいというふうに考えております。

また、年数がかかりますが、開陽丸遺跡から発掘した遺物、これを後世に確実に伝えていくために、発掘当時に比べて進化した方法等を取り入れながらですね、保存していく。いわゆる水中考古学の分野についても、力を入れて取り組んで頂ければなと思っています。

ただ、学芸員の仕事というものは、専門の仕事だけではございません。色んな文化行政に関する江差町職員としての仕事についても担って頂きたい。このように考えています。よろしくお願いします。

(議長)

いいですか。

はい。次、飯田議員。

「飯田議員」

学校教育費の関係、小中学校費の関係でございますけれども、昨年も、町内小中学校の学校行事、コロナの影響で随分こう規模が縮小されたり、中止になりました。今年、新年度の予算を見ましてもですね、大体例年通りの予算、組まれております。例えば、運動会、中体連、修学旅行、これらもですねやっぱり、なんとしてもやっぱり、コロナの影響もありますけれども、予定通り、例えば規模を縮小したり、観客を制限したりしても私はやっぱりやるべきだと思うんですね。その辺の見通しをまず1点、伺います。

それから、社会教育の関係。質問をするのを止めようかなと思いましたが、例の横山家の問題であります。一般質問で教育長の方から、新年度早々に横山さんと話し合いを進めたいと、そういうような答弁も頂きました。今まで、町側の窓口になってきた大坂課長、私はやっぱり、横山弘さんとは大変な信頼関係のもとで、今まで随分、やり取りをしてきたというふうに記憶をしております。残念ながら、大坂課長、後20日くらいで退職になる訳でありますから、公務員生活40年の集大成として、教育長、町長がびっくりするようなですね、横山家に対するやっぱり、存続に対する思いをね、率直に聞かせて下さい。

(議長)

最初に、学校教育課長。

「学校教育課長」

学校行事の見通しに関する質問にお答えさせていただきます。

議員ご指摘のように、各学校におきましては運動会や修学旅行、これまでと同じような形とはならないまでも、来年度は是非実施するという方向で今検討を加えております。

ただし、今後のコロナ感染の拡大状況等を踏まえながら、更には今取り組んでおります新しい学校様式、これらに基づきながら、どういった形で子ども達が楽しい時間を過ごせるのか。思い出多き学校生活を過ごせるのかという視点を持ちながら、各学校では検討を加えておりますので、いずれにしましても、去年のような何か行事を今の段階では辞めるということではなく、継続、再開するという方向で今考えているということで、よろしくお願いたします。

(議長)

社会教育課長。

「社会教育課長」

横山家の件です。平成30年4月6日、実は横山敬三さんの奥さんが来庁して、教育委員会に挨拶に来ました。その30年4月6日から今まで、令和3年3月、約丸三年かかるわけです。

で、この間、横山さんとは色んな交渉、面談も含めて20回以上ですね、やり取りしてきました。今年に入っても1月7日に横山さんとも電話をしてきたところです。

今後の対応については、教育長が答弁したとおりですね、4月に横山さんにお会いになるということで、実は1度奈良には教育長と私、横山さんにもお会いして、町の正式な回答も考え方も持っていきまし、また文化庁も行きました。重要文化財の可能性ということで文化庁とも協議させて頂きましたし、道教委にも出向いて横山家の現状を訴えてもきました。そういうことで、やっぱり3年、教育委員会、社会教育課長4年のうち3年間横山家に携わってきたもんですから、なんとかここは3月までに解決したかった。で、昨年9月には一旦解決したところですね、ちょっと色々とありまして、今現在に至ってるわけですけど。

いずれにしましても、江差町にとって北海道にとって、非常に貴重な北海道の有形民俗文化財横山家でございます。是非後任も含めてですね、江差町で横山家を守って頂きたいという思いは、私は持っております。今後に期待をしていきたいと、そういうふうに思っております。

(議長)

いいですね。

飯田議員。

「飯田議員」

まだ20日間ありますから頑張って下さい。長い間大変ご苦労さんでした。

以上です。

(議長)

答弁はいいです。

はい。塚本議員。

「塚本議員」

私からは、学校教育の関係で質問させていただきます。

非常に、世界中をいろんな部分で震撼させています、今のコロナ感染症の対策の関係ですが、子ども達にも非常に私は大きい影響、学校の休業も含めて、その後のカリキュラム変更等々いろんな部分で、今までと違った学校生活を送っているということ。あるいは、保護者の部分でも、子どもと違う、また保護者も非常にこのコロナ感染症に対してストレスを感じているということが、いろんな場面で見えてきているのが実態であります。

このコロナ感染症の長期化における子ども達の、心に与える影響をどうおさえているかということではありますが、道事業で実施している、学校のカウンセリングの事業も含めて、どのようにおさえているのか、お伺いいたします。

(議長)

はい。学校教育課長。

「学校教育課長」

コロナ感染に伴う子ども達のストレスの影響に関するご質問にお答えいたします。

日常、学校においては、学級担任さらには養護教諭等が日頃の子ども達の変化を、十分な注意力をもって観察をしている状況でございます。

また、何か気付いた点があれば、単に学級担任だけが対処するというのではなく、学校全体で情報共有を図りながら対処しているという状況でございます。

特にこのコロナの感染に伴いまして、学校行事等が多くは延期、更には中止になってしまった影響というのは、子ども達にも相当あった状況でございますが、先ほど申し上げましたように、子ども達の日頃の状況を常日頃から観察しながら、段階に応じて、必要に応じて、道のカウンセリング事業に結び付けたりとか、いうことを実施してございます。

また、子どもだけではなく、学校職員更には保護者との面談、家庭訪問、必要に応じてカウンセリング等を通じてケアを図っているという状況でございますので、ご理解をお願いいたします。

(議長)

いいですね。

塚本議員。

「塚本議員」

改めてお伺いしますが、これ教育長、課長もご覧になってるかと思うんですが、国立育成医療研究センターがこのコロナで子ども達がどんなに思いをしているかというアンケートをとったのをご覧になってるかと思います。これによりますと、小学校4年から6年が15%。中学生の24%の生徒の皆さんに、中等以上のうつ症状があったというようなデータも出てますし、それに伴う保護者についても同様のうつ状況があると。これは非常にびっくりしたデータであります。子ども達がいかにこのコロナ禍の影響を受けているかということの、反映しているアンケートだと思います。

道で実施しているこの学校カウンセリング、これ月1回でしたっけ。カウンセリングを受けたいという人が非常にいると伺っております。当然養護教員や担任教員もいるでしょうけど、中々相談できない問題もある。

このカウンセリングに非常にニーズが高まっているということについては、月1回のカウンセリングで必ずしも、子ども達のこの、心の影響あるいは保護者の対応が十分に間に合ってるのか。場合によっては、道に要請して予算がつくのかどうか分かりませんが、このようなカウンセリングの機会をもう少し多くして、この非常にうつ状態にあるという状況を分かってきたわけですから、何らかの対応も、アクションも起こさないんじゃないかなと思っておりますが、その辺に対してのお考えをお伺いします。

(議長)

はい、学校教育課長。

「学校教育課長」

ただ今、子ども達のうつ状態に関する情報、お話がございました。

あわせて現在実施しているカウンセリングに関する頻度が間に合っているのかどうかと、いうご質問でございます。

実は3月につきましては、自殺対策強化月間ということもございまして、心の病からそういったことに結びつく可能性が多分にある時期だということもありまして、3月に入りましてから、道からですね、道教委から各市町村教委、更には学校に対して取り組みの強化ということの文書が発出されました。その中には、学校内における取り組み、更には家庭内における取り組みの強化ということにも触れられております。

これらを通じながら、先ほども申し上げましたように、子ども達の日頃の状態からの変化をとらえるということ。必要に応じて更に踏み込んだ対策をとっていくということは、当然必要なことでございます。

カウンセリングにつきましても、必ずしも1回で足りてかどうかという部分につきましては、はっきりとはお答え申し上げられませんが、少なくとも各学校では、カウンセリングに繋げる前の段階として、校内の対策、更には家庭との繋がり、こういったものを通じて対策を講じているところでございます。

今後必要に応じまして、カウンセリングの頻度等につきましては、もしその、増が必要だという状況が学校からも求められるようであれば、今後そういった部分については協議をしてまいりたいなというふうに考えております。

以上でございます。

(議長)

はい、いいですね。

はい、室井議員。

「室井議員」

2点聞きたいと思います。

まず1点ですね、大坂課長、ここ何年間です、さすが技術系だなと私思ったことがあります。文化会館、私はあなたに大分使われました。日曜日も、雪の降った日も、見てくれ見てくれって。私はできるだけ応えてやろうと思ってですね、あなたからの要請には、ほとんどボランティアで私は協力したつもりでおります。社会施設のですね、長寿命化、良く頑張ってくれましたね。これをしっかりですね、継承していってもらおうようにですね、ぜひ後任者にも伝えてもらいたいと思います。

それともう1点。教育長よろしいですか。歴史文化構想、基本構想策定した委員長さん、濱田暁生さん亡くなられたこと知っていますね。江差町として、江差町教育委員会として、何らかの奥様に、ご遺族に対して、何かされましたか。ご挨拶なり、知っているのであれば。私は、これは素晴らしい基本構想だと思いますよ。これが基です、日本遺産に繋がっていったんですよ。原点を忘れる、一番大事な原点を忘れるというのは、江差町の18番です。ここはしっかりね、しっかり対応するべきだと思いますよ。よろしいですか、教育長。

それともう1つ。1点。なればですね、私は、今、町長がですね、今回提案したマリリンピング事業でも私は賛成してます。ぜひ全体のね、なる前にやっぱり少しでも、町民がまずは町民とかがですね、かもめ島に行きたくなる。そういう事業はね、私は賛成とはっきり言って申し上げます。ただね、足りない物は、歴史性を何も考えていない。教育長いいですか。私言いますけど、江差、北海道の礎はかもめ島なんです。ご存じですね教育長。北前船が来て反映しましたよ。あそこに係船柱の後がありますね。波切鳥居も今、跡がありますよ。ないですよ。井戸がありますね。こういう基本構想、そして日本遺産なったらですよ、少なくとも、最低限ですよ、宗教上、問題にならないようにはですね、町でやる部分、これは民間にお願いする部分、こういうのもですね、やっぱり、1つでもやるっていう姿勢があってもいいんでないですか。以上です。

(議長)

はい。社会教育課長。

「社会教育課長」

社会教育施設の長寿命化計画、3月までの工期で、この次の議会には皆様に公表できるかと思えます。

いわゆる江差町文化会館、先ほども予算説明で説明させていただきました。非常に屋上の防水改修、雨漏りが30年近くたって非常に老朽化ができております。この間、平成29年度には、消防側の棟屋の改修工事、昨年につきましては、いわゆる海側の方の改修工事、そして令和3年度、今度は西側の同じ海側の方ですが、改修工事があるわけです。まだですね、消防側の方、小ホールの上、ここの屋上のまだ改修工事が残されているわけです。ただ、いろんなやっぱり財政的な問題もありますので、この長寿命化計画をしっかりと立ててですね、40年50年もてるような施設にしていきたい。そのために財政とも計画的な長寿命化対策を図っていきたくて思っております。今後とも色々と社会教育施設、文化会館と運動公園は江差町の顔となります。そういう意味では、長く存続させるためにもですね、議会の皆さんのお力添えも借りたいなというふうに思っているところです。

それとかもめ島のお話し、確かにその通りです。かもめ島は歴史の宝庫です。あそこには数々の色んな歴史が眠っております。かもめ島なくして江差を語れない。そういう意味では、やはりこの歴史をいかにして守っていくかというのが、江差町の大事な役割になってくると思えます。

北の江の島構想ときちっと、教育委員会もですね、連携をしながらですね、自然、歴史、これを確実に保っていくよう努力して、提案もしていきたいと、私はこれで去るわけですが、ちゃんと後任の方にもその旨をしっかりと伝えてやっていきたい。そういうふうに思っています。よろしくお願いします。

(議長)

いいですか。

教育長。

「教育長」

浜田先生のご関係でございますけども、本当に浜田先生、突然の訃報でですね、私共もびっくりしたんですけども、本当に浜田先生、室井議員おっしゃる通りですね、追分会館建設以来ですね、江差町のためにですね、本当に素晴らしいアイデア、色々と歴まちもそうですけども、教育委員会としてもですね、歴史基本文化構想のですね、委員長として本当にお世話になった方でございますけども、本当にお亡くなられたことに対してですね、残念でございます。

で、浜田先生に関しましては、ご遺族の意思で密葬というふうなことでご連絡を頂いた

ところでございますし、何かの折をみて、もし機会があればですね、私共の方も弔意をしたいとは思ってるですけども、ご遺族の希望というようなことで、現在に至っております。

それからかもめ島の関係、今大坂課長の方からもですね、答弁ございましたけども、教育委員会としてもですね、あそこを活性化するために、今現在マリノフェスティバル等もやっておりますけども、ただ、あその部分については、室井議員、先ほど質問した通りですね、色々な北前船の係留地、あるいは井戸、色々な物がございまして、そういった物をですね、観光客じゃなくて町民にもですね、もっともっと利用してもらおう。それから活用してもらおう。それから子ども方にも、かもめ島ってこういう歴史があって、こういうような素晴らしいんだというふうな部分をですね、例えば、町民を対象にしてですね、子ども方を対象にして、かもめ島周遊講座ですとか、そういった部分もですね、社会教育の中でもですね、検討していきたいと考えております。

以上です。

(議長)

いいですね。

「室井議員」

簡単に終わるから。

(議長)

はい。室井議員。

「室井議員」

教育長。今、まちづくり推進課長来てるね。いいかい。ちゃんと連携するんだよ。もっと光るから。いいですか。あなただけでないんだよ。賑わい作るの。賑わなくても確実な歴史をね、ちゃんと後世に伝える。これは地味です。でもそれ、教育長、いい答弁です。ぜひですね、まちづくり推進課と連携として、ぜひ、一歩でも協議に入って進めてもらいたいと思います。

答弁はしますか。決意は今聞いたので、答弁はいいですよ。そういうふうに、ぜひ頑張ってください。応援します。

(議長)

はい。わがった。

他に質疑希望ありませんので、教育委員会所管予算並びに関連議案について、質疑を終わります。

3時5分まで、休憩。それは、職員入れ替えのため。

はい。3時10分まで休憩します。

休憩 14:50

(議長)

会議を再開致します。

令和3年度、江差町各会計予算並びに関連議案について、質疑はすべて終了いたしましたので、これから各議案について、討論、採決を行います。

討論、採決は、条例先議であります。

(議長)

日程第2、議案第16、江差町財政調整基金の処分について、討論、採決を行います。

(議長)

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますがお異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第16号については、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手多数であります。

よって、議案第16号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第3、議案第18号、重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について、討論、採決を行います。

(議長)

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますがお異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

議案第18号について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第18号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第4、議案第19号、江差町介護保険条例の一部を改正する条例について、討論、採決を行います。

(議長)

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますがお異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

議案第19号について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第19号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第5、議案第20号、指定居宅介護支援等の事業人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、討論、採決を行います。

(議長)

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますがお異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

議案第20号について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第20号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第6、議案第21号、江差町医師研究資金貸与の条例の一部を改正する条例について、討論、採決を行います。

(議長)

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますがお異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

議案第21号について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第21号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第7、議案第22号、江差町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、討論、採決を行います。

(議長)

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますがお異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

議案第22号について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第22号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第8、議案第23号、江差港港湾地域内公有水面埋立に係る意見について、討論、採決を行います。

(議長)

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますがお異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

議案第23号について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第23号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第9、議案第24号、町道路線廃止について、討論、採決を行います。

(議長)

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますがお異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

議案第24号について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第24号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第10、議案第6号、令和3年度江差町一般会計予算について、討論、採決を行います。

(議長)

討論希望ございませんか。

(「なし」の声)

(議長)

ありませんので。

(「議長」の声)

(議長)

誰。

西海谷議員。

何するの。なした。

「西海谷議員」

賛成討論したい。

(議長)

反対討論先に。

(議長)

まず、原案に反対者の討論を許します。

反対討論、ありますか。

(「なし」の声)

(議長)

なし。

じゃ、ないですね。

(議長)

次に、賛成者の討論。

「西海谷議員」

議長。

(議長)

はい。西海谷議員。

「西海谷議員」

はい。

(議長)

西海谷議員、どうぞ。

「西海谷議員」

失礼いたしました。

それではただいま議長のお許しを頂きましたので、令和3年の江差町一般会計予算について、賛成の立場で討論させていただきます。

本町は今、少子高齢化、人口減少、加えて財政の健全化という大きな課題を抱え、更に新型コロナウイルス感染という、まさに世界規模でのアクシデントに対応していかなければなりません。

そういう大変困難な状況下における行政の舵取り、そして予算編成、大変苦慮されたかと思われま。

それらのことにつきまして、改めて敬意を表するものでございます。

町政執行方針の町政に臨む基本姿勢と予算編成方針、また4つの主要施策の柱については、照井町政の町づくりへの強い意志が伺われます。

すべての子ども達が夢を描ける元気な町。

すべての町民が安全安心な暮らしを送ることができる町。

すべての事業者と労働者が未来に希望を持って働くことができる町。

それを目指すことは私も同感であります。

そのうえでまずは、子ども医療費助成事業を始め、新規事業として、子どもの未来応援事業等、子育て支援事業の拡充が成されております。

更に、昨年第6次江差町総合計画や第2期江差町まちひとしごと創生総合戦略、そして江差町都市計画マスタープランがスタートしました。

実質的なスタートとなる令和3年度は、北の江の島構想推進事業、旧江光ビル跡地活用基本計画策定事業、かもめ島活用観光振興事業の新規事業をかわきりに、市街地活性化、交流人口拡大、そして観光振興のための予算が計上されております。

また、ふるさと応援基金対策事業を活用とした特産品の開発や地域経済の振興、豊かな産地づくり総合支援事業による農業振興、ナマコやウニの増殖事業による水産振興等、産業基盤確立の予算編成となっております。

限られた財源の中、新たな事業展開や課題解決に向けた積極的な取り組みがみられる予算であり、評価するものでございます。

コロナ禍という未曾有の逆境の中にあって、全身全霊で職員一丸となってこの逆境を乗り越えることを切に希望し、賛成討論とします。

よろしく願いいたします。

(議長)

他に討論希望ありますか。

(「なし」の声あり)

(議長)

なしと認め、採決に入ります。

この採決は、起立によって行います。

議案第6号について、原案に賛成の方の起立を求めます。

(議長)

起立全員であります。

よって、議案第6号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第11、議案第7号、令和3年度江差町国民健康保険費特別会計予算について、討論、採決を行います。

(議長)

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますがお異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

議案第7号について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第7号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第12、議案第8号、令和3年度江差町後期高齢者医療特別会計予算について、討論、採決を行います。

(議長)

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますがお異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

討論希望なしと認め、直ちに採決いたします。

議案第8号、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第8号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第13、議案第9号、令和3年度江差町介護保険特別会計予算について、討論、採決を行います。

(議長)

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますがお異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

討論なしと認め、直ちに採決いたします。

議案第9号について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第9号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第14、議案第10号、令和3年度江差町公共下水道事業特別会計予算に

ついて、討論、採決を行います。

(議長)

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますがお異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

議案第10号について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第10号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第15、議案第11号、令和3年度江差町公設地方卸売市場事業特別会計予算について、討論、採決を行います。

(議長)

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますがお異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

議案第11号について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第11号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第16、議案第12号、令和3年度江差町港湾整備事業特別会計予算について、討論、採決を行います。

(議長)

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますがお異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

議案第12号について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第12号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第17、議案第13号、令和3年度江差町奨学金特別会計予算について、討論、採決を行います。

(議長)

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますがお異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

議案第13号について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第13号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第18、議案第14号、令和3年度江差町水道事業会計予算について、討論、採決を行います。

(議長)

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますがご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

議案第14号について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第14号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第19、同意第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」(提案説明)

同意第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

任期満了に伴う、固定資産評価審査委員会委員に、檜山郡江差町字姥神町91番地、阿部世津子氏、昭和26年3月3日生まれの70歳を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めます。

ご審議の上、同意いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

(議長)

以上で、提案理由が終わりました。

お諮りします。本案については、人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますがご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

同意案第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任にいて、原案のとおり、江差町字姥神町91番地、阿部世津子氏、昭和26年3月3日生まれ、70歳を、固定資産評価審査委員会委員として、選任する事に賛成の方の起立を求めます。

(議長)

よって、全員です。起立、全員であります。

よって、同意第1号については、原案のとおり同意する事に決定いたしました。

(議長)

次に、日程第20、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」(提案説明)

諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

任期満了に伴う、人権擁護委員候補者として、檜山郡江差町字田沢町559番地4、中野孝弘氏、昭和47年12月9日生まれ、48歳を推薦する事につきまして、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

ご審議の上、同意いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。ただいま議題となりました、諮問第1号について、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますがご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について、原案のとおり、江差町字田沢町559番地4、中野孝弘氏、昭和47年12月9日生まれ、48歳を人権擁護委員候補者

として、適任である旨の意見を添えて答申する事に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、諮問1号については、原案のとおり答申する事に決定しました。

(議長)

日程第21、発議第1号、江差町議会会議規則の一部を改正する条例についてを議題といたします。

(議長)

お諮りします。

本案については、議長を除く議員全員による発議であります。

従いまして、本案については、説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

発議第1号について、原案のとおり決定する事にご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、よって発議第1号については、原案のとおり決定いたしました。

(議長)

次に、日程第22、発議第2号、悪質商法による消費者被害をなくすために預託法の改正及び執行、強化、並びに特定商取引法の改正、同法指針の改正及び執行強化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

(議長)

お諮りします。

本案については、お手元に配布のとおりであります。

説明、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますがご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

発議第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手多数であります。

よって、発議第2号については、原案のとおり決しました。

(議長)

次に、日程第23、発議第3号、米の需給改善と米価の下落の歯止め策を求める意見書の提出についてを議題といたします。

(議長)

お諮りします。

本案については、お手元に配布のとおりでありますので、説明、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますがお異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

発議第3号について、原案のとおり決定する事に、賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

発議第3号については、原案のとおり決定しました。

(議長)

暫時休憩いたします。

休憩 15 : 32

再開 15 : 40

(議長)

休憩を閉じて、再開いたします。

(議長)

これで、今定例会に付議された案件はすべて議了いたしました。

従いまして、議会規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、従いまして、今定例会は本日で閉会する事に決定いたしました。これで会議を閉じます。

(議長)

令和3年第1回江差町議会定例会を閉会いたします。
大変、2日間ご苦労さんでした。
協力ありがとうございます。

閉会 15 : 41

地方自治法第129条第2項の規定により署名する。

北海道檜山郡江差町議会

議長

署名議員

署名議員